

6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート(追加調査)集計結果

2008.5月

日事連は、平成19年6月の改正建築基準法施行後の建築確認申請の実態を調査するため「6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート調査」を行い、調査結果を発表いたしました。このなかで確認申請にかかる手続きや審査日数が大幅に増加している実態が浮き彫りになりました。

残された課題として建築確認申請までの業務、基本設計から実施設計にいたる業務がどのような実態であるかを明確にすべきとの声があり、今般追加調査を行うことといたしました。

追加調査は6月改正後の設計業務(とくに構造設計)における設計事務所の業務の実態を明らかにするために、基本設計から実施設計にいたるまでの業務量の実態、構造設計を外注した場合の再委託の状況などを調査し、結果をとりまとめました。

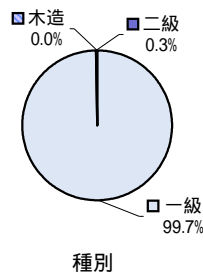
(調査は全国500事務所を対象に平成20年3月21日～4月15日に実施。有効回答数385事務所)

【質問 0】 回答事務所の属性

回答事務所の種別:

1級建築士事務所が99.7%を占めている。

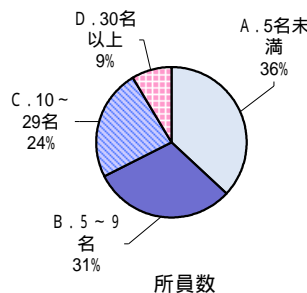
A	一級	384
B	二級	1
C	木造	0
合計		385



回答事務所の所員数

所員数は、5名未満が36%、5～9名が31%で両者で約70%である。

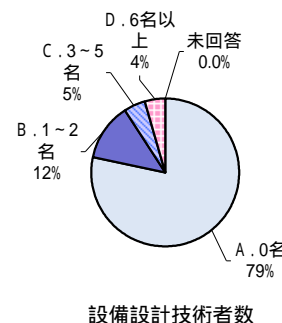
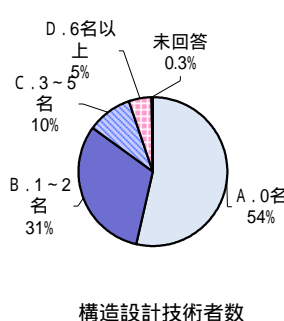
A	5名未満	142
B	5～9名	118
C	10～29名	92
D	30名以上	33
合計		385



回答事務所の構造・設備設計技術者数

構造設計技術者のいない事務所が54%、設備設計技術者のいない事務所が79%である。

構造・設備設計技術者数	構造	設備
A. 0名	206	302
B. 1～2名	121	48
C. 3～5名	38	18
D. 6名以上	19	17
未回答	1	0
合計	385	385



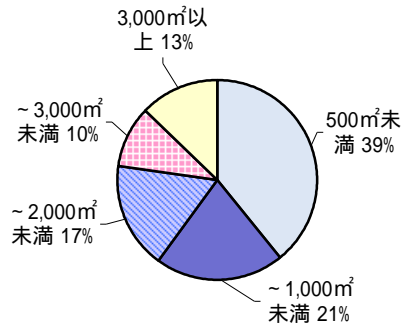
【質問1】建築確認が終了した業務および申請中の業務の実施状況

【質問1】貴事務所の建築確認申請業務の実施状況(H19年11月以降に新規の建築確認審査が終了したもの及び審査中のもの)に関して、下表のA～K項目についてお聞きます。延べ面積規模別に代表例各1件をお答えください。

A 規模別件数

回答のあった建物670件のうち、500㎡未満が約40%、ついで500㎡～1000㎡未満が約20%であった(複数回答)。

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
区分	500㎡未満	500㎡～1,000㎡未満	1,000㎡～2,000㎡未満	2,000㎡～3,000㎡未満	3,000㎡以上	合計
件数	263	139	115	68	85	670
%	39	21	17	10	13	100

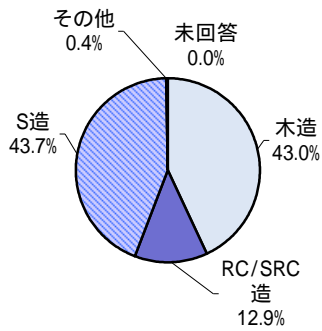


規模別件数

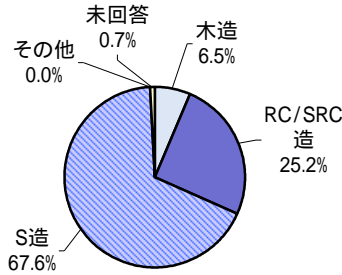
C 規模別・構造種別件数

規模別・構造種別の回答件数は、500㎡未満ではS造44%、木造43%で約8割を占める。500㎡以上ではS造とRC/SRC造の合計で90%以上を占めるなど、面積規模が大きくなるにつれてS造、RC/SRC造の割合が大きくなっている。

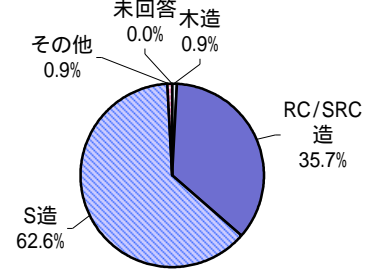
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
区分	500㎡未満	500㎡～1,000㎡未満	1,000㎡～2,000㎡未満	2,000㎡～3,000㎡未満	3,000㎡以上	合計
A 木造	113	9	1	0	0	123
B RC/SRC造	34	35	41	37	53	200
C S造	115	94	72	29	27	337
D その他	1	0	1	0	2	4
E 未回答	0	1	0	2	3	6
合計	263	139	115	68	85	670



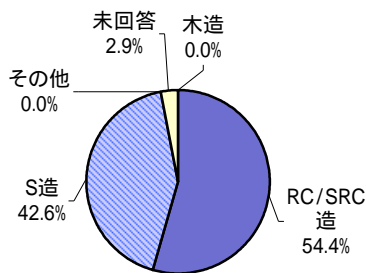
500㎡未満



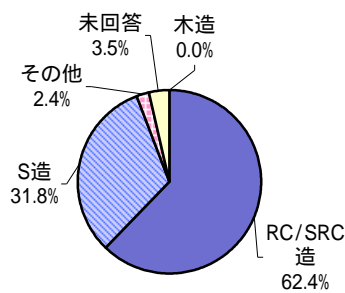
～1000㎡未満



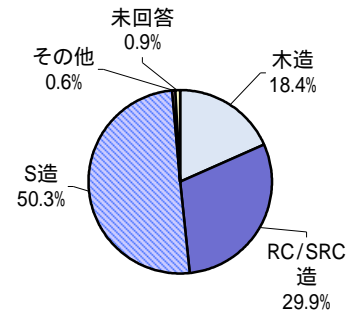
～2000㎡未満



～3000㎡未満



3000㎡以上

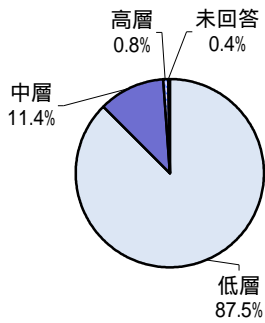


全体

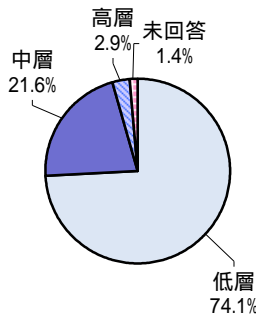
D 規模別・階数区分別件数

規模別・階数区分別の回答件数は、
 500㎡未満では低層が88%、中層が11%と合計99%を占め、500㎡～1000㎡では低層74%、中層が22%合計96%、1000㎡～2000㎡では低層は約半数56%となり中層、高層の合計が43%となる。2000㎡～3000㎡では中層、高層の合計が61%、3000㎡以上では中層、高層の合計が71%であった。

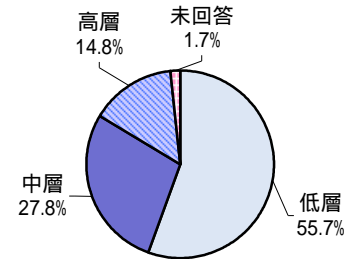
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
区分	500㎡未満	500㎡～1,000㎡未満	1,000㎡～2,000㎡未満	2,000㎡～3,000㎡未満	3,000㎡以上	合計
A 低層(1,2F)	230	103	64	26	23	446
B 中層(3～5F)	30	30	32	28	31	151
C 高層(6F以上)	2	4	17	13	29	65
D 未回答	1	2	2	1	2	8
合計	263	139	115	68	85	670



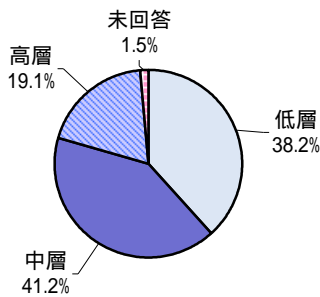
500㎡未満



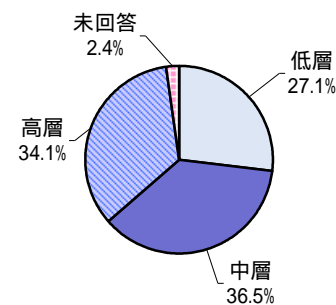
～1000㎡未満



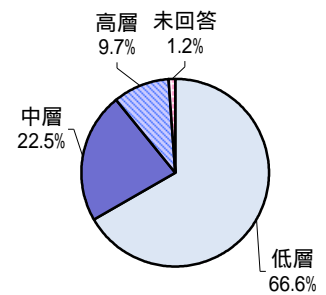
～2000㎡未満



～3000㎡未満



3000㎡以上

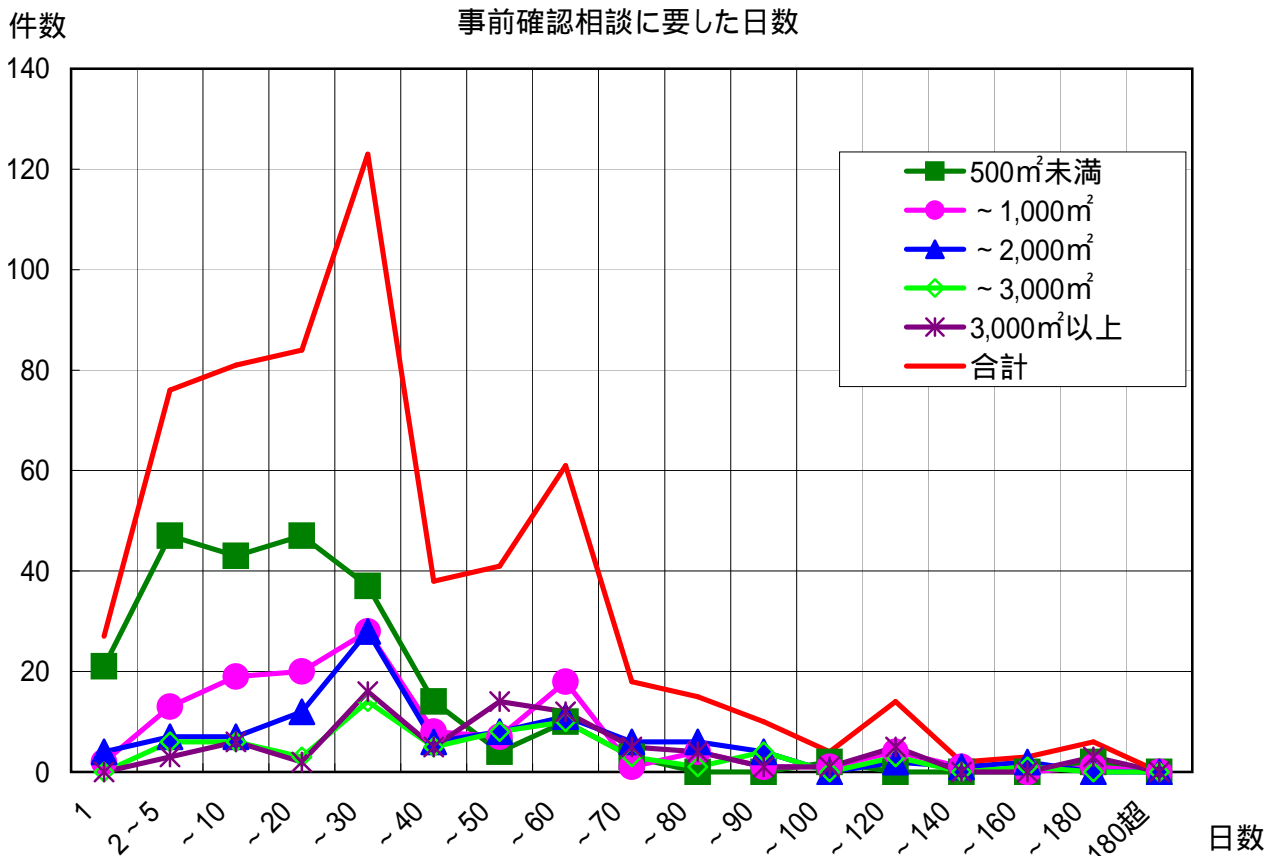


全体

E 事前確認相談に要した日数(規模別集計)

事前確認相談に要した日数は全体で平均33日かかっており、規模が500㎡未満では平均19日、500～1000㎡では34日、1000～2000㎡では41日と面積規模が大きくなるにつれ増加する傾向である。100日を超えるものも約4%あり、物件ごとの事前相談日数のばらつきは大きい。

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
区分	(日)	500㎡	500㎡	1,000㎡	2,000㎡	3,000㎡	合計
		未満	～ 1,000㎡	～ 2,000㎡	～ 3,000㎡	以上	
		(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
1	1	21	2	4	0	0	27
2	2～5	47	13	7	6	3	76
3	～10	43	19	7	6	6	81
4	～20	47	20	12	3	2	84
5	～30	37	28	28	14	16	123
6	～40	14	8	6	5	5	38
7	～50	4	7	8	8	14	41
8	～60	10	18	11	10	12	61
9	～70	3	1	6	3	5	18
10	～80	0	4	6	1	4	15
11	～90	0	1	4	4	1	10
12	～100	2	1	0	0	1	4
13	～120	0	4	2	3	5	14
14	～140	0	1	1	0	0	2
15	～160	0	0	2	1	0	3
16	～180	2	1	0	0	3	6
17	180超	0	0	0	0	0	0
平均日数		19.3	33.8	40.7	44.3	52.3	33.0

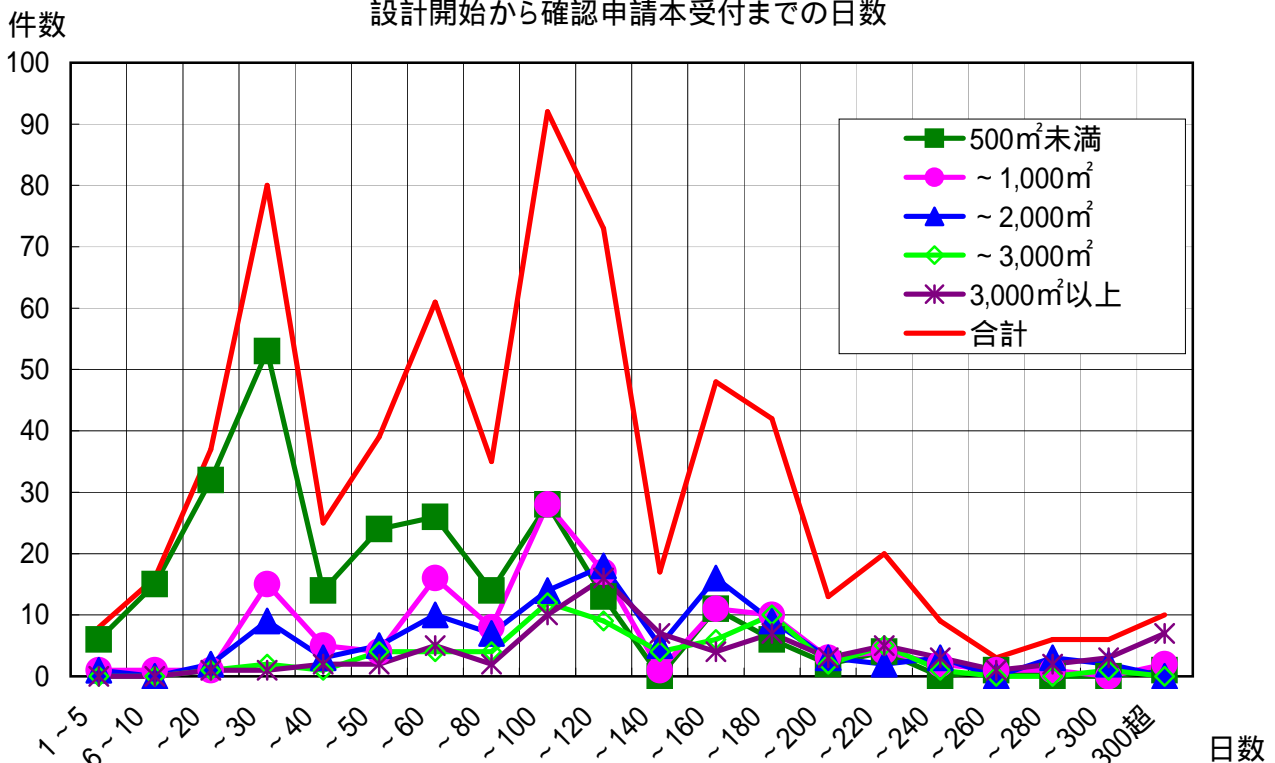


F 設計開始から確認申請本受付までに要した日数(規模別集計)

設計開始から確認申請本受付までに要した日数は、全体で平均99.5日であり、規模が500㎡未満では平均60日、500㎡～1000㎡で107日、1000㎡～2000㎡では115日などと面積規模が大きくなるにつれ増加する傾向にある。160日を超えるものも約17%あり、やはり物件ごとの設計開始から確認申請本受付までの日数のばらつきは大きい。

		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
区分		500㎡未満	500㎡～1,000㎡未満	1,000㎡～2,000㎡未満	2,000㎡～3,000㎡未満	3,000㎡以上	合計
(日)		(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)
1	1～5	6	1	1	0	0	8
2	6～10	15	1	0	0	0	16
3	～20	32	1	2	1	1	37
4	～30	53	15	9	2	1	80
5	～40	14	5	3	1	2	25
6	～50	24	4	5	4	2	39
7	～60	26	16	10	4	5	61
8	～80	14	8	7	4	2	35
9	～100	28	28	14	12	10	92
10	～120	13	17	18	9	16	73
11	～140	0	1	5	4	7	17
12	～160	11	11	16	6	4	48
13	～180	6	10	9	10	7	42
14	～200	2	3	3	2	3	13
15	～220	4	4	2	5	5	20
16	～240	0	2	3	1	3	9
17	～260	1	1	0	0	1	3
18	～280	0	1	3	0	2	6
19	～300	0	0	2	1	3	6
20	300超	1	2	0	0	7	10
平均日数		60.2	107.3	115.6	124.7	165.7	99.5

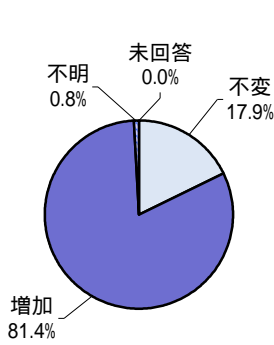
設計開始から確認申請本受付までの日数



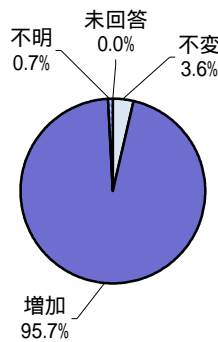
G 6月改正前であった場合と比較して【設計開始から確認申請受付】までの所要人日数は？

設計開始から確認申請受付までに要した所要人日数は、改正後は全体では91%が増加と回答しており、規模別には500㎡未満で81%、500㎡を超える面積規模の建築物では95%以上が増加と回答している。

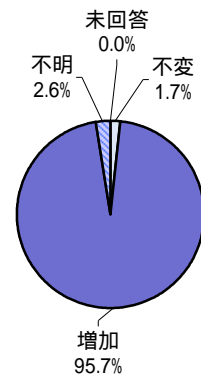
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
区分	500㎡未満 (件)	500㎡～ 1,000㎡未満 (件)	1,000㎡～ 2,000㎡未満 (件)	2,000㎡～ 3,000㎡未満 (件)	3,000㎡以上 (件)	合計 (件)
A 不変	47	5	2	0	0	54
B 増加	214	133	110	67	83	607
C 不明	2	1	3	0	0	6
D 未回答	0	0	0	1	2	3
合計	263	139	115	68	85	670



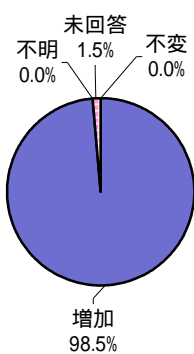
500㎡未満



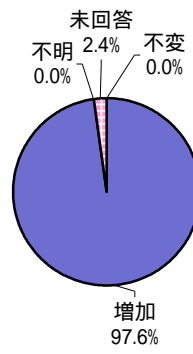
~1000㎡未満



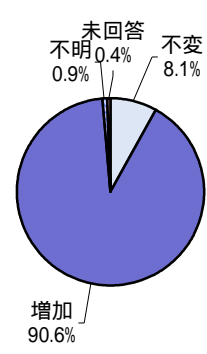
~2000㎡未満



~3000㎡未満



3000㎡以上



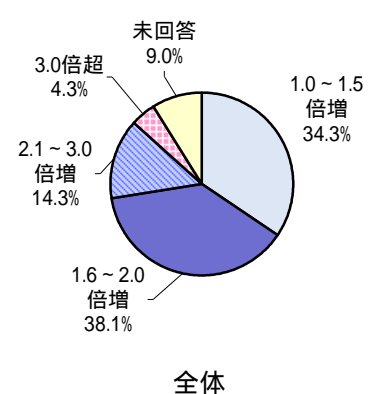
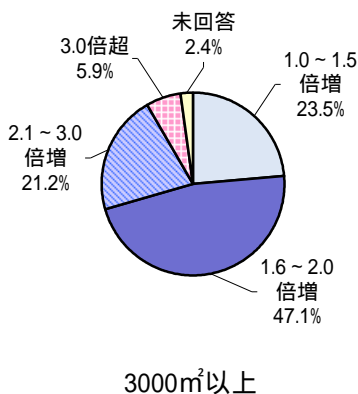
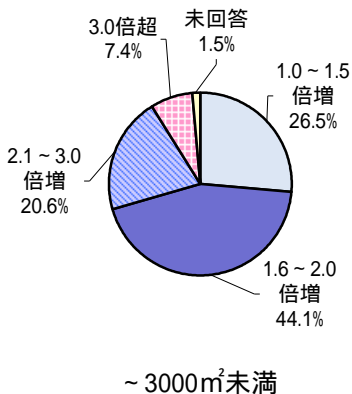
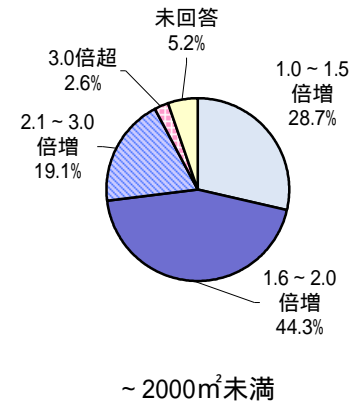
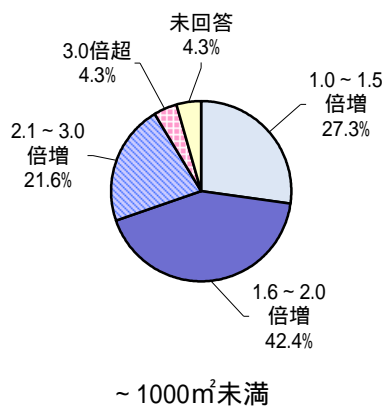
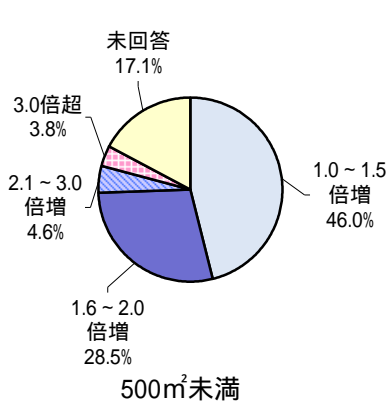
全体

H 【Gで増加と答えた事務所】全体の人日数はどの程度増加したと感じているか？

設計開始から確認申請受付までの所要人日数全体の増加は、規模別には500㎡未満では1.0～1.5倍が46%で一番大きいですが、500㎡以上になると1.6～2.0倍が40%以上となり面積規模が増えるにつれその割合は増加する傾向にある。

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
区分	500㎡未満	500㎡～ 1,000㎡未満	1,000㎡～ 2,000㎡未満	2,000㎡～ 3,000㎡未満	3,000㎡以上	合計 (件)
	(件)	(件)	(件)	(件)	(件)	
A 1.0～1.5倍増	121	38	33	18	20	230
B 1.6～2.0倍増	75	59	51	30	40	255
C 2.1～3.0倍増	12	30	22	14	18	96
D 3.0倍超	10	6	3	5	5	29
E 未回答	45	6	6	1	2	60
合計	263	139	115	68	85	670

Gの回答にかかわらずHの回答があるためHの回答を集計した。



I (G)で、全体人日数が[増加]した部門別の主な理由は？

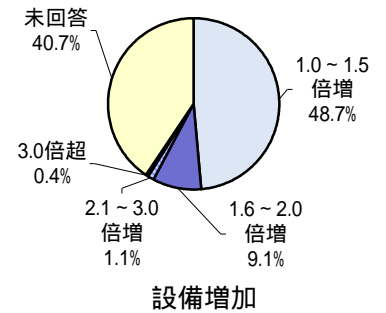
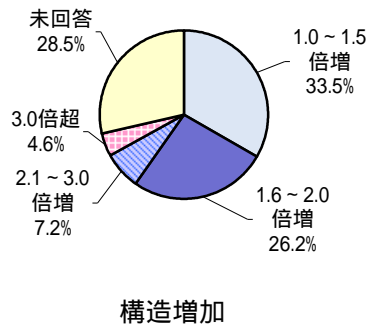
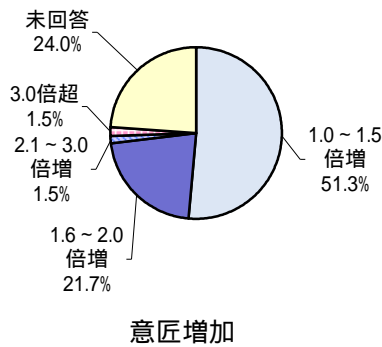
規模別集計

(1) 500㎡未満

意匠、設備設計の人日数増加を理由としたものが、1.0～1.5倍がそれぞれ51%、49%であるのに対し構造設計の人日数増加を理由としたものは、1.0～1.5倍が33%、1.6倍以上の増加が約38%となっており、意匠、設備に比べ構造設計において人日数が増加割合が高い。

増加倍数	意匠設計増加 (件)	構造設計増加 (件)	設備設計増加 (件)
A 1.0～1.5倍増	135	88	128
B 1.6～2.0倍増	57	69	24
C 2.1～3.0倍増	4	19	3
D 3.0倍超	4	12	1
E 未回答	63	75	107
合計	263	263	263

Gの回答にかかわらずIの回答があるためIの回答を集計した。

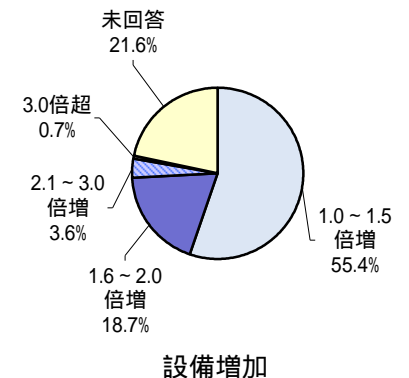
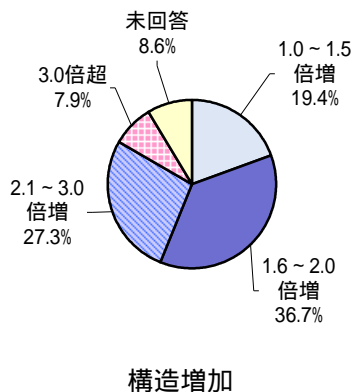
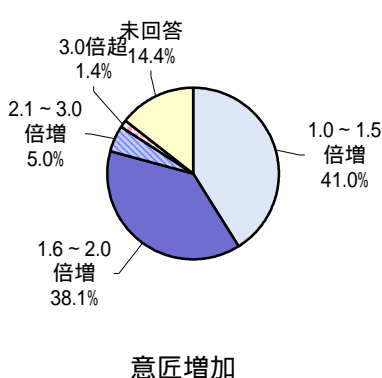


(2) 500㎡～1,000㎡未満

構造設計の人日数増加を理由としたもので1.6倍以上としたものの比率が全体の70%以上を占めるなど、構造設計における人日数の増加傾向が著しい。一方、意匠及び設備設計の人日数増加を理由として1.6倍以上としたものの比率はそれぞれ45%、23%と構造設計に比べて少ない。

増加倍数	意匠設計増加 (件)	構造設計増加 (件)	設備設計増加 (件)
A 1.0～1.5倍増	57	27	77
B 1.6～2.0倍増	53	51	26
C 2.1～3.0倍増	7	38	5
D 3.0倍超	2	11	1
E 未回答	20	12	30
合計	139	139	139

Gの回答にかかわらずIの回答があるためIの回答を集計した。

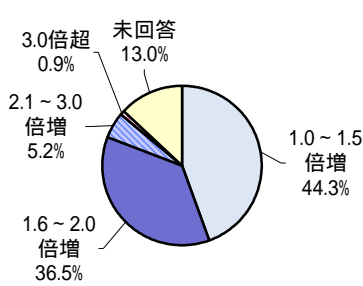


(3) 1000㎡～2,000㎡未満

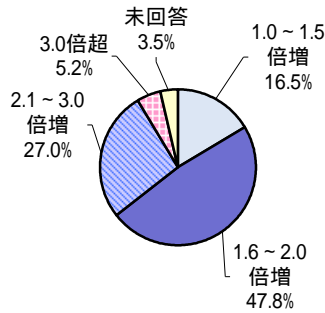
構造設計の人日数増加を理由としたもので1.6倍～2.0倍としたものが約50%、2.1～3.0倍としたものが約30%で1.6倍以上が合計で約80%である。意匠、設備の人日数増加を理由としたものの割合は、500㎡～1000㎡未満の傾向とあまり変わらない。

増加倍数	意匠設計増加 (件)	構造設計増加 (件)	設備設計増加 (件)
A 1.0～1.5倍増	51	19	64
B 1.6～2.0倍増	42	55	24
C 2.1～3.0倍増	6	31	4
D 3.0倍超	1	6	2
E 未回答	15	4	21
合計	115	115	115

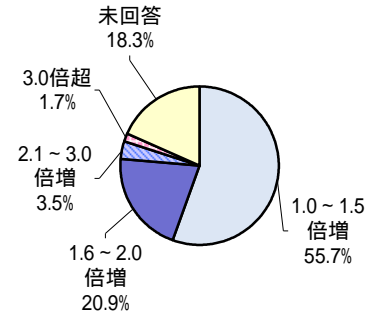
Gの回答にかかわらずIの回答があるためIの回答を集計した。



意匠増加



構造増加



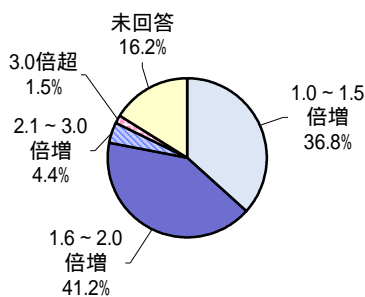
設備増加

(4) 2000㎡～3,000㎡未満

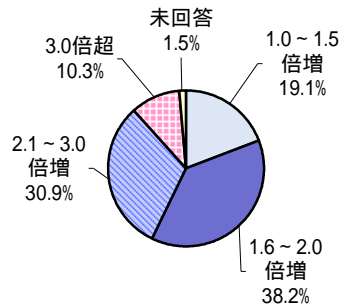
構造設計の人日数増加を理由としたものでは1000～2000㎡未満に比べ1.6倍～2.0倍としたものの割合が減り、2.1～3.0倍、3.0倍超としたものがそれぞれ4%、5%ほど増えており、より人日数が増加している。

増加倍数	意匠設計増加 (件)	構造設計増加 (件)	設備設計増加 (件)
A 1.0～1.5倍増	25	13	34
B 1.6～2.0倍増	28	26	18
C 2.1～3.0倍増	3	21	0
D 3.0倍超	1	7	1
E 未回答	11	1	15
合計	68	68	68

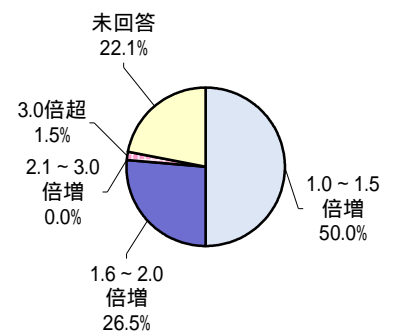
Gの回答にかかわらずIの回答があるためIの回答を集計した。



意匠増加



構造増加



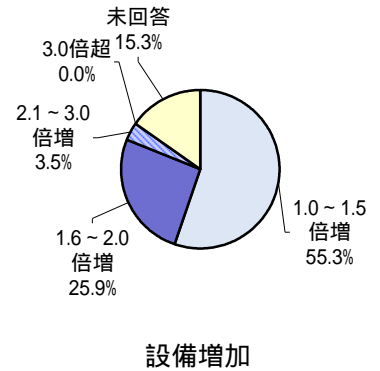
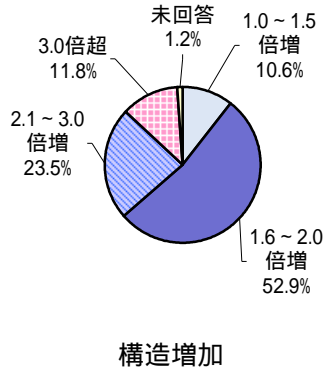
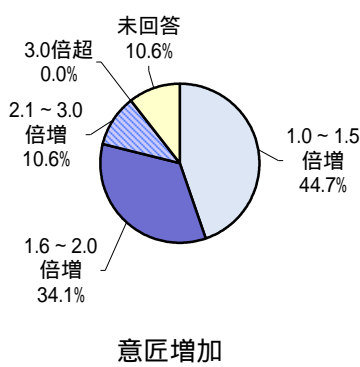
設備増加

(5) 3,000㎡以上

構造設計の人日数増加を理由としたものでは1.6倍以上としたものが88%を占め、3倍超も12%と高い割合であり、2000㎡未満に比べさらに増加している。意匠、設備では2000～3000㎡未満に比べ2.1～3.0倍がそれぞれ4%から11%、0%から4%と増加しているが、1.0～1.5倍もそれぞれ数ポイント増加している。

増加倍数	意匠設計増加 (件)	構造設計増加 (件)	設備設計増加 (件)
A 1.0～1.5倍増	38	9	47
B 1.6～2.0倍増	29	45	22
C 2.1～3.0倍増	9	20	3
D 3.0倍超	0	10	0
E 未回答	9	1	13
合計	85	85	85

Gの回答にかかわらずIの回答があるためIの回答を集計した。

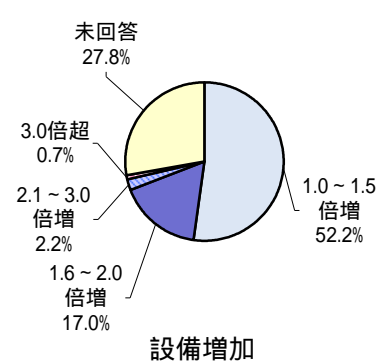
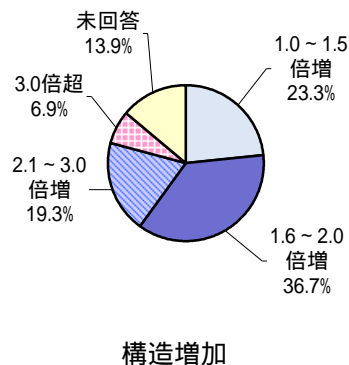
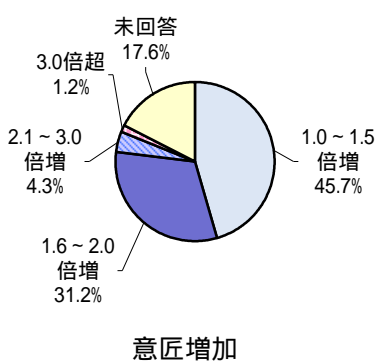


(6) 全体

意匠設計の人日数は、1.0～1.5倍が46%、1.6倍以上が36%、構造設計では1.0～1.5倍が23%、1.6倍以上が63%、設備設計では1.0～1.5倍が52%、1.6倍以上が20%となっている。とくに構造設計の1.6倍以上の増加が顕著である。

増加倍数	意匠設計増加 (件)	構造設計増加 (件)	設備設計増加 (件)
A 1.0～1.5倍増	306	156	350
B 1.6～2.0倍増	209	246	114
C 2.1～3.0倍増	29	129	15
D 3.0倍超	8	46	5
E 未回答	118	93	186
合計	670	670	670

Gの回答にかかわらずIの回答があるためIの回答を集計した。

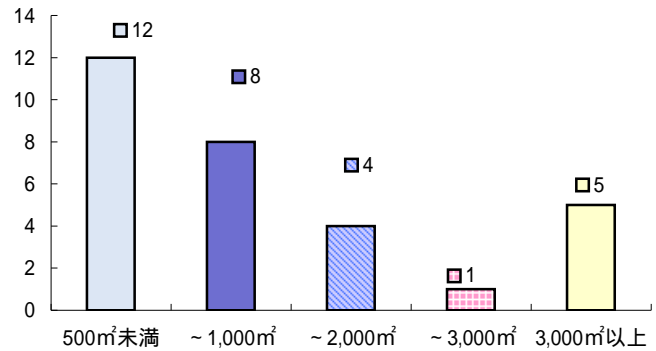


J (I)でe.【その他】と回答した事務所の全体人日数が増加した具体的理由

その他の選択数

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	件数
区分	500㎡ 未満	500㎡ ~ 1,000㎡ 未満	1,000㎡ ~ 2,000㎡ 未満	2,000㎡ ~ 3,000㎡ 未満	3,000㎡ 以上	合計
e.その他	12	8	4	1	5	30

e.その他の選択数



具体的理由 (理由が面積規模別に異なる場合には(A)の規模類別番号 ~ も併せて記入)

注目すべき理由

1	確認申請用の図面を別立てで作成している。
2	意匠と構造との整合等
3	図面記載項目及び添付資料が多い。 の物件は確認の事前審査を受け付けていない行政のため、事前相談日数としては0日となっています。
4	3月14日仮預かり審査提出、現在審査中(現 申請本受付前)のため、指摘事項の訂正は別
5	11月以降6物件(全て4号物件)申請した。法改正当初に比べ大分添付書類の量は減少したが、現在でも設計者・監理者の資格証の写し等あまり必要と思われない書類を要求されるのはどうかと思う。また認定書添付が減ったとは言え、申請時に外壁・屋根等不燃材の品番が決定事項というのも検討して欲しい。
6	適合性判定への回答なども期限付きのため、行っていた作業をとめて回答書作成にあてなくてはならない。又、事前相談も時間がかかる為にスケジュールが厳しい物件は事前審査を行う余裕がない。
7	E:基本設計時に協議を行った。F:実施設計着手後日数。事前協議で、適判対象建物の一部S造部分を変更申請対応する様に指導を受け、工事着工を優先した。、工事着工を行うなどの為に2通りの申請書を作成するなど余分な手間がかかっている。
8	都市計画道路有り、そのからみ、町中では解体しないと敷地確定できない、軽微な変更で対応してもらえない。
9	規模類別番号 構造計算適合性判定機関から2度の不適合の通知を受け、3度目の確認申請でようやく確認済証を受理できた。
10	追加説明書の作成及び資料収集に、建築意匠で1週間・構造で1 - 2週間程度増加している。
11	改正前は担当主事の判断で進んでいった事案が1人では決断しなくなった。例えば民間審査機関に出しても行政側の主事はどういう意見を持っているか訊いてくるように言われる。行政側主事は判定することから逃げる。
12	意匠設計については申請の内容は余り代わりがないが早くしてもらうための努力に手間暇をかけなければならなくなった。構造についてはこれまでのスタンダードが通らなくなった部分もあり指摘される事項が以前には無かったものが多く混乱している。いずれも設計作業が大きく増えたわけではなく手続き上のやりとりに時間がかかるようになったと感じる。
13	施主への状況説明、及び、確認検査機関への対応(状況打診、要領確認等)

14	構造適判員との意思疎通が出来ないため、追加資料が一度で済まない。 又、構造計算者が不足しており、待たされて無駄な日数がかかる。
15	都計法改正に伴い開発許可申請の手続きが増大した。
16	確認申請添付図面に書き込む事項が増えた。また増築の場合で平成1年の建物であるにもかかわらず、既設建物の耐震診断を要求された。
17	以前(6/20)に比べて添付書類が増加し(申請書自体も増加)、改正後の扱い(解釈をふくめて)不明な点が多く、判断に時間がかかった。また、事前協議段階でのチェック書類の提出要請があり、以前より申請にかかる書類同様、手間が増えた。
18	構造のみの設計のため、E および I は不明
19	確認申請に添付するチェックシート、認定書等の作成
20	全体的に確認申請後の変更をなくすため、今まで軽微な変更で済まされた項目の、検討打ち合わせに時間を要した

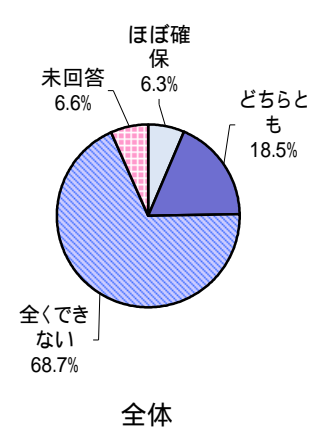
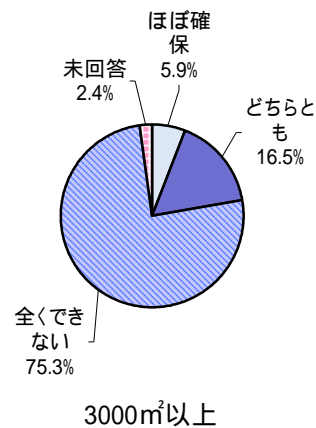
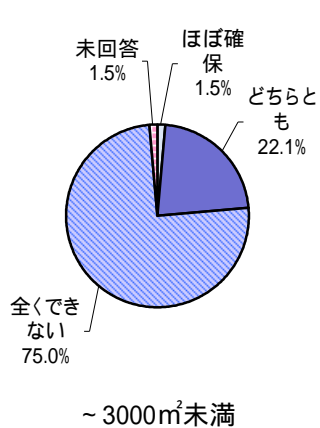
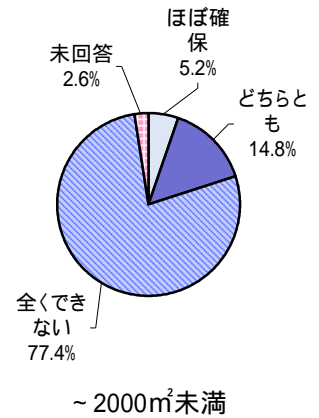
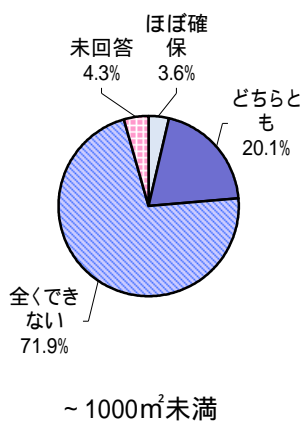
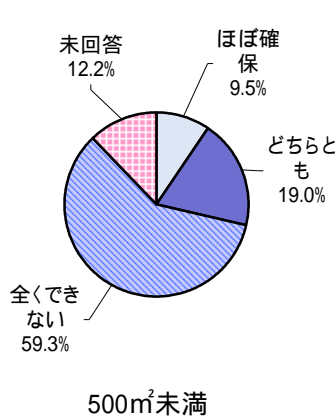
その他に をつけていないが、記載のあった具体的理由

1	ページ等記載事項が多くなり変更毎に記載のチェックが必要
2	構造でこれまで一般的な内容で良かった物まで、根拠資料や不必要な計算が要求された。意匠的には、カタログや材料見本の要求、色彩まで要求された。
3	意匠:認定書等を添付させられた 構造:細い部分のチェックが必要以上と思う 設備:以前はこの程度の共同住宅は設備図不要で有った。
4	審査項目が細かくなっている
5	適合判定で審査基準が高すぎる。
6	全体的に構造設計者の仕事量が増加したため、明らかにできる構造事務所とそうでない事務所とに大別された。
7	全ての業務において、確認審査機関及び適判からの不明な要求が多く、業務量が増加した。
8	に関して、図面の記載事項が重複しているにも係わらず、全てにおいて記入を求められ、現在でも認定書を全て添付をするよう指導がある。設備工事では、配管の勾配関係等の図面作成を求められたが、設計段階では施工図の様な検討までは難しく、申請段階での添付に疑問を感じた。
9	RC造の場合、意匠詳細設計を済ませた後でないと構造計算を手掛ける事ができない。理由として、開口部の位置および大きさを正確に反映しないと不可である為。また、計算終了後の意匠設計も大変な労力である。
10	以前は現場で対応していた事項、例えば材料・設備機器等のグレードを、設計の段階で、施主に決めてもらっている為。構造設計に関しても、施工図レベルの検討を行っている為。
11	用途変更の物件である
12	1 増築工事のため、既設の建物(同一敷地内)について、詳しく図面を指摘された。 3 適合判定における構造とのすりあわせに時間がかかった。

K (H)の【増大】した業務量に見合う報酬額は確保できていますか？

すべての面積規模において「業務量に見合う報酬額はほぼ確保できている」と回答している割合は全体で6%、すべての規模で極めて低い割合となっている。また、「全く確保できていない」が高い割合であるが、500㎡未満で59%、500㎡以上の建築物については「全く確保できていない」が70%を超え、規模が大きいほどその割合は高い。

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	
区分	500㎡未満 (件)	500㎡～ 1,000㎡未満 (件)	1,000㎡～ 2,000㎡未満 (件)	2,000㎡～ 3,000㎡未満 (件)	3,000㎡以上 (件)	合計 (件)
A ほぼ確保	25	5	6	1	5	42
B どちらとも	50	28	17	15	14	124
C 全くできない	156	100	89	51	64	460
D 未回答	32	6	3	1	2	44
合計	263	139	115	68	85	670

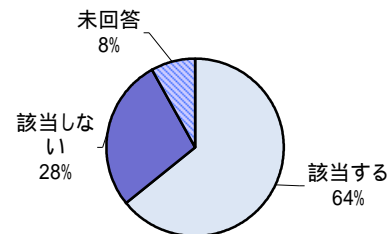


【質問2】構造設計を外部に再委託(構造設計の大部分以上を外注している場合)している事務所にお聞きします。下表のA～G項目の6月改正以後の状況についてお答えください。

質問-2の該当事務所数(「該当」選択事務所数)

構造設計を外部に再委託している事務所に該当するか否かをきいた。該当するに をつけた事務所は247件、該当しないに をつけた事務所、未回答の事務所の合計は138件であった(ここでは未回答の事務所についても次項以下の質問に答えている場合には該当するとみなして集計に入れた)。

内容	件数
該当する	247
該当しない	107
未回答	31
合計	385



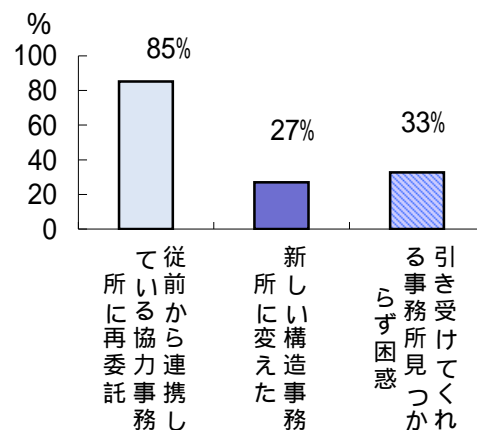
構造外部委託の該当比率

A 6月改正以降の構造設計の再委託状況について(複数回答)

従前からの協力事務所に再委託している割合が85%であるが、新しい構造事務所に変えた、引き受けてくれる事務所が見つからず困惑もそれぞれ27、33%程度ある。

内容	件数	%
従前から連携している協力事務所に再委託	237	85
新しい構造事務所に変えた	75	27
引き受けてくれる事務所見つからず困惑	91	33
回答合計	403	145
該当事務所数	278	100

複数選択のため合計が100%を超える

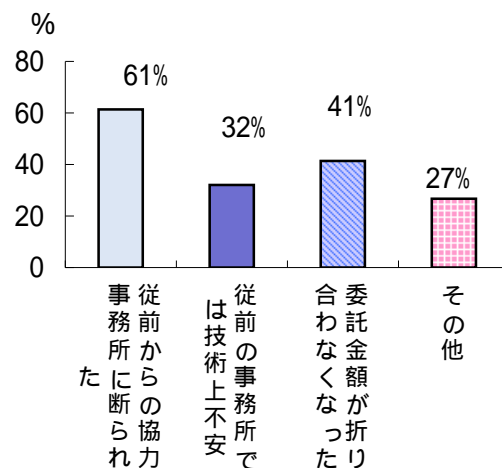


B (A)で を回答した方の構造事務所を変えた理由について(複数回答)

新しい事務所に変えた理由としては、従前からの協力事務所に断られたためが61%で一番多く、次いで委託金額が折り合わなくなったが41%であった。

内容	件数	%
従前からの協力事務所に断られた	46	61
従前の事務所では技術上不安	24	32
委託金額が折り合わなくなった	31	41
その他	20	27
回答合計	121	161
該当事務所数	75	100

複数選択のため合計が100%を超える



(B)で【その他】を回答された方の具体的理由

注目すべき理由

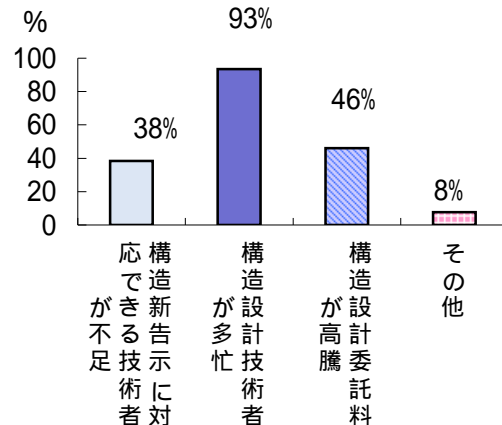
1	構造設計技術者が、まだ固まっていない規準で構造計算する新設・増設の建物の設計から、耐震診断のほうへ移行したため。
2	複雑な形状の建物だと、適合判定委員からのチェック項目があまりにも専門過ぎて、建築工学や土木工学で出て来そうな回答を求めてくるため、従前からの事務所だと対応しきれなくなった。
3	新しい工法を採用したため、その工法に慣れている事務所にした。
4	どの構造設計事務所も業務が追いつかない状況で、業務を請け負ってもらえない。請け負ってもらったとしても、時間が大変かかる。
5	構造新告示に適正に対応できる構造設計事務所は耐震診断等の掛け持ち業務をしている事務所が多く再委託も数社の中から設計工期に対応できる事務所に注文している(委託金額は大幅増になっている)
6	業務が追い付かず、新たに協力会社を増やした
7	社内で仕事を処理出来なくなったため、やむなく外注を行った。
8	以前より依頼している事務所でも当社の物件を専属に近い形で設計を引き受けてもらっているが、1物件ごとの内容精査・確認対応に追われ、今までの数量をこなせない状況である
9	協力事務所が忙しい為新しい事務所増やした。
10	今回の基準法改正で構造事務所の業務が煩雑に成り、今迄の事務所だけでは数がこなせなく成っている
11	適合性判定への回答に追われ構造設計者も引き受けたくとも引き受けられないのが実状
12	日程調整がつかないため
13	業務量増加に伴い、新たな委託事務所が必要となった。
14	R C造の構造計算について、自信がない等とのことで、構造事務所を変える予定である。
15	仕事量が消化できない為。全国の物件、海外物件も処理している為、業務が集中した場合の対応の為。
16	事務所を新たに加えた。S造とRC造に分けて発注
17	他の事前確認相談や構造設計の業務過多となり、構造設計が予定期間内に対応できない。
18	認定プログラムによらない適判対象である上、特殊構造であるため。
19	基本設計(仮定断面算出を含む)を弊社で行っている。
20	委託しても2～3ヶ月後しか出来ない、又業務の終了時期も明確に約束できない。

C (A)で を回答した方の引き受けてくれる構造事務所が見つからない理由について(複数回答)

引き受けてくれる構造事務所が見つからない理由としては、構造設計技術者が多忙なためが最も多く93%を占め、ついで委託料が高騰が46%、新告示に対応できる技術者の不足が38%であった。

内容	件数	%
構造新告示に対応できる技術者が不足	35	38
6月改正以降構造設計技術者が多忙	85	93
構造設計委託料が高騰	42	46
その他	7	8
回答合計	169	186
該当件数	91	100

複数選択のため合計が100%を超える



(C)で 【その他】を回答された方の具体的理由

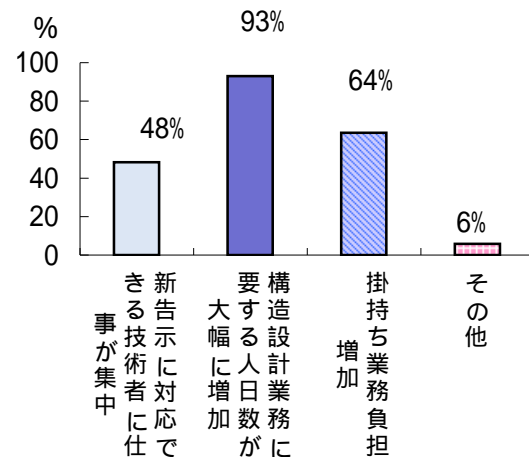
1	2年前頃から、耐震診断及び耐震補強設計が集中して発注されており、社内及び再委託先の構造技術者が多忙となっているところに、新構造告示が施行されたためさらに構造技術者が不足している状況である。
2	業務が追い付かず、新たに協力会社を増やした
3	あまりにも多忙であり、一時期のように仕事が無い状況でもなく、営業も必要無い状況で、無理して引き受ける状況には無い。引き受けるのは人間関係がある事務所に限られる
4	適合性判定への回答に追われ構造設計者も引き受けたくとも引き受けられないのが実状
5	作業量がふえて業務委託費の増額を要求されている。
6	構造設計者は新法が落ち着くまで引き受けないようにしている。
7	作業が煩雑になりめんどくさがる。

D (C)で を回答した方の構造設計技術者が多忙になった理由について(複数回答)

構造設計技術者が多忙となった理由として考えられるものは、構造設計業務に要する人日数が大幅に増加したためが93%と最も多く、ついで掛け持ち業務の増加が64%、新告示に対応できる技術者に仕事が集中するため48%であった。

内容	件数	%
新告示に対応できる技術者に仕事が集中	41	48
構造設計業務に要する人日数が大幅に増加	79	93
掛持ち業務(適判・耐震診断など)の負担増加	54	64
その他	5	6
回答合計	179	211
該当件数	85	100

複数選択のため合計が100%を超える



(D)で 【その他】を回答された方の具体的理由

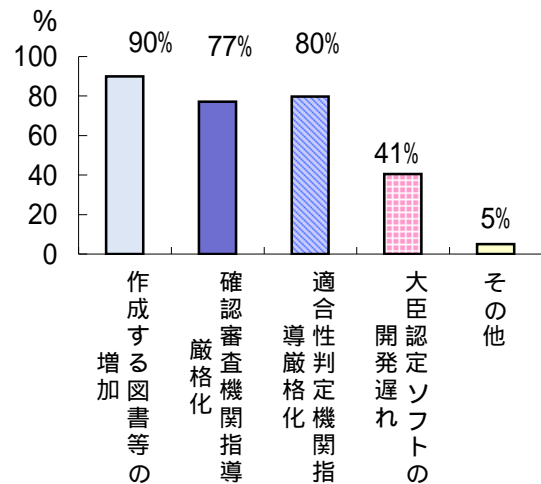
1	自社の構造担当者が適判に取られた為！
2	設計そのものは大して問題ないと思われる 問題は申請の書類関係と、適判よりの理不尽な要求に対応する手間が非常に増えたため。これは設計とはいえない。
3	構造設計者も適合性判定の必要な物件を避けたがっている。
4	確認申請・適合判定の審査に対応する負担が増加したため
5	「適判への対応に追われ、新規プロジェクトのスケジュールに業務の歩調を合わせられるか確約できない。」との事。

E (D)で を回答した方の構造設計業務に要する人日数が大幅に増加した理由について(複数回答)

作成する図書などの増加が90%、適合性判定機関の厳格化、確認審査の厳格化がそれぞれ80、77%で並んでいる。構造設計者が多忙と考えた事務所のほとんどがこの3点を人日数増加の要因と考えていると思われる。

内容	件数	%
作成する図書、記載項目、チェック内容などの増加	71	90
確認審査機関指導厳格化	61	77
適合性判定機関指導厳格化	63	80
大臣認定ソフトの開発遅れ	32	41
その他	4	5
回答合計	231	292
該当件数	79	100

複数選択のため合計が100%を超える



(E)で【その他】を回答された方の具体的理由

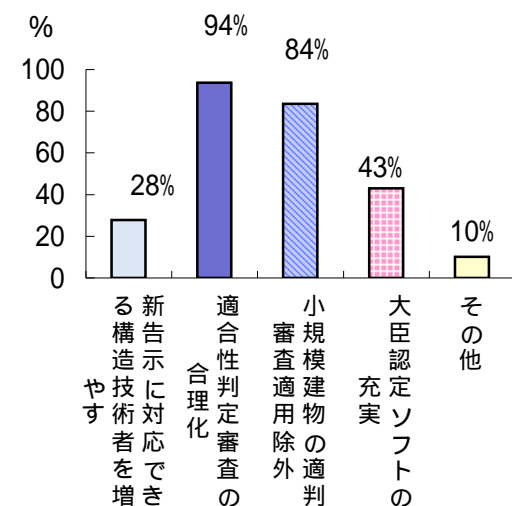
1	意匠設計のプランに馴染まない。!
2	今のところ、ソフト開発の影響もないし、構造事務所曰く「新しいものが出てはすぐには使わない。バグが出た場合の責任が取れない・適応範囲が限られるなど、メリットが少ない
3	構造計算概要書、など計算書書類、表示項目が増えた、
4	構造計算書をはじめこれまでは簡略化していた表現を判りやすくするため

F (D)で を回答した方 構造設計業務に要する人日数を短縮するためには何を改善すればよいと考えられますか?(複数回答)

適合性判定審査の合理化・簡素化、小規模建物の適判審査適用除外の割合がそれぞれ94%、84%と高く、構造設計の人日数が大幅に増加したと考えた事務所のほとんどがこの2点の改善が必要と考えている。

内容	件数	%
新告示に対応できる構造技術者を増やす	22	28
適合性判定審査の合理化・簡素化	74	94
小規模建物の適判審査適用除外	66	84
大臣認定ソフトの充実	34	43
その他	8	10
回答合計	204	258
該当件数	79	100

複数選択のため合計が100%を超える



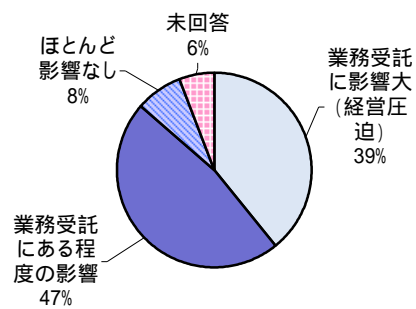
(F)で【その他】を回答された方の具体的な理由

1	適格な審査を出来る審査機関、審査員の充実
2	適判の構造者の教育(そもそも構造設計者であり審査することの教育をうけていない) 適判適用対象物件のラインを下げる(適判の構造者の負担減)
3	施主判断による適合判定の任意選択
4	重箱の隅をついたような審査でなく、ポイントをついた指導をしてほしい。
5	設計時点からの適合性判定期間との事前協議
6	構造計算書の大臣認定フリのモデリングがおおむねの建物の仮構形式をカバーできるようにする
7	適合性判定員との直接相談の実施と、適判の審査基準の統一が必要。又、工学的・法的に判断して、明らかに問題の無い内容については、設計者の判断にゆだね、柔軟な対応が可能ないようにして頂きたい。

G 構造設計の再委託先確保の状況は、事務所の業務にどのように影響していますか？

経営圧迫が1/3強を占め、ある程度の影響を受けていると答えた約1/2を加えた約9割が業務受託に何らかの影響を受けていると答えている。

内容	件数	%
業務受託に影響大(経営圧迫)	109	39
業務受託にある程度の影響	131	47
ほとんど影響なし	22	8
未回答	16	6
回答合計	278	100



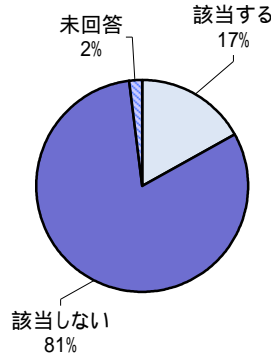
事務所業務への影響

【質問3】他の事務所から構造設計の再委託(外注委託)を受注している事務所にお聞きします。下表のA～G項目の6月改正以後の状況についてお答えください。

質問-3の該当事務所数(「該当」選択事務所数)

構造設計の再委託を受注している事務所に該当するか否かを聞いた。該当するに をつけた事務所は65件、該当しないに をつけた事務所、未回答の事務所の合計は320件であった(ここでは未回答の事務所についても質問に答えている場合には該当するとみなして集計に入れた)。

内容	件数
該当する	65
該当しない	313
未回答	7
合計	385

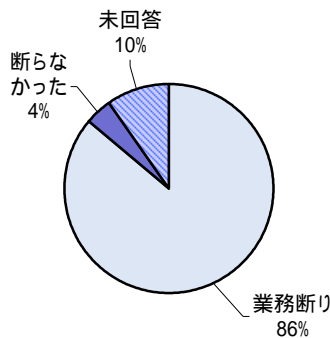


構造再委託受注の該当比率

A 構造設計再委託業務を断ったことがあるか

再委託業務を断ったことがある事務所は86%にのぼり、一事務所で断った件数は最大120件、最小1件、平均6.7件であった。

内容	件数
構造再委託業務断り	62
断らなかった	3
未回答	7
合計	72



構造再委託受注の該当比率

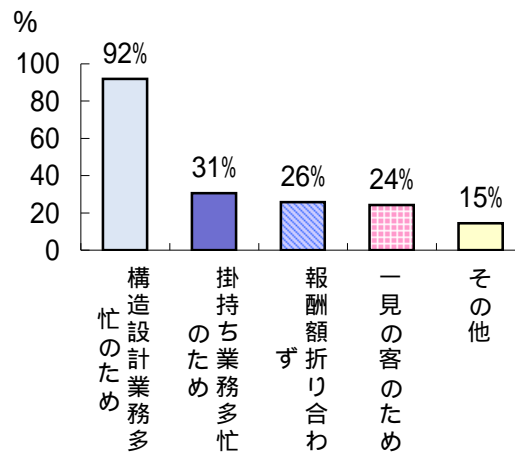
一事務所で断った件数	
最大	120
最小	1
平均	6.7
回答数合計	54

B (A)で を回答された方の構造設計再委託業務を断った理由(複数回答)

業務を断った理由としては、構造設計多忙のためが92%と最も多く、掛け持ち業務多忙のためが31%、報酬額折り合わずが26%、一見の客のためが24%であった。

内容	件数	%
構造設計業務多忙のため	57	92
掛け持ち業務多忙のため	19	31
報酬額折り合わず	16	26
一見の客のため	15	24
その他	9	15
回答合計	116	187
該当件数	62	100

複数選択のため合計が100%を超える



(B)で 【その他】を回答された方の具体的理由

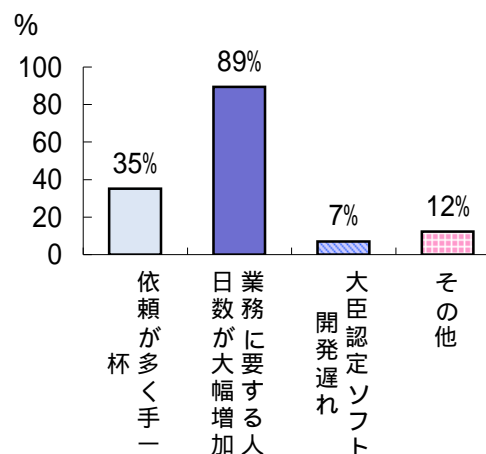
1	構造計算適合性判定対応のため業務量が増え、外注委託を受けるのに慎重になっている。
2	原則として再委託業務はしない為、依頼される前に打診があった段階でお断りしている。
3	当社はプラントメーカーであり、本業のプラント関係及び付属施設の社内業務が多忙となった為、外部の業務を請けて処理を行う時間がとれない。
4	・耐震診断・改修業務が多忙のため ・初めから納期の注文付のため
5	当事務所は、耐震診断及び補強設計業務の比率が高く、新築・改築時などの一般構造設計は、1割強程度である。したがって、どうしても慣れていない業務が集中しがちである。
6	法改正により建築が難しいと判断したため。
7	依頼者の時期に確認通知が下りる工程では無理だったので断った。
8	基本的には意匠が主体であるので、時間がある場合のみ再委託を受ける。弊社の構造設計者が意匠設計を行う。
9	各業務が3倍以上の手がかかり、対応できない。入金も遅れ、採算が合わない。業として成り立たない。

C (B)で を回答した方の本業の構造設計業務が多忙になった理由(複数回答)

本業の構造設計業務が多忙となった理由としては、業務に要する人日数が大幅に増加したためが89%と最も多く、ついで依頼が多く手一杯になったためが35%である。

内容	件数	%
依頼が多く手一杯	20	35
業務に要する人日数が大幅増加	51	89
大臣認定ソフト開発遅れ	4	7
その他	7	12
回答合計	82	144
該当件数	57	100

複数選択のため合計が100%を超える



(C)で【その他】を回答された方の具体的理由

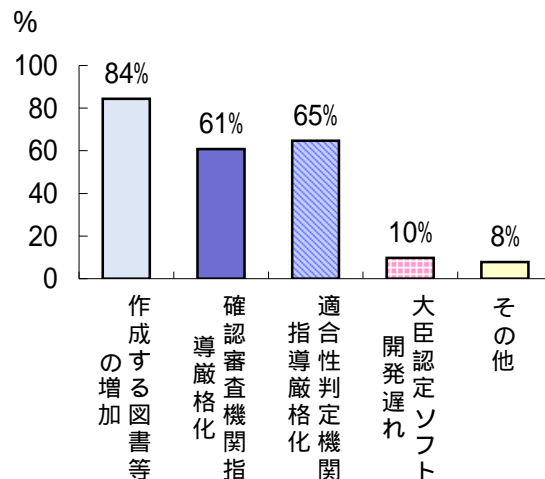
1	自社の構造担当者が適判に取られた為！
2	耐震診断業務の為。
3	耐震診断評価業務が多忙だったため、自社業務以外の時間を割くことが難しかった
4	適合性判定機関に所員を引き抜かれたため。
5	一物件に掛かる所要時間数が増えた事と。全国に納めているが、申請先の関係官庁の構造に関する見解の相違等により、それに合し対応しなければならなくなった事。
6	耐震診断業務が多かった為
7	審査機関から、計算書、構造図、意匠図の食い違いの指摘をされる。計算途中に意匠的変更が多くなされ、結果的に食い違いが出てくる。今までは、安全側であれば問題ないとしてきたし、審査機関も認めてきた

D (C)で を回答した方の構造設計業務に要する人日数が大幅に増加した理由(複数回答)

構造設計業務に要する人日数が大幅に増加した理由としては、作成する図書等の増加が84%であり、ついで、適合性判定機関、確認審査機関の指導が厳格化したためがそれぞれ65%、61%であった。

内容	件数	%
作成する図書、記載内容、チェック項目の増加	43	84
確認審査機関指導厳格化	31	61
適合性判定機関指導厳格化	33	65
大臣認定ソフト開発遅れ	5	10
その他	4	8
回答合計	116	227
該当件数	51	100

複数選択のため合計が100%を超える



(D)で【その他】を回答された方の具体的理由

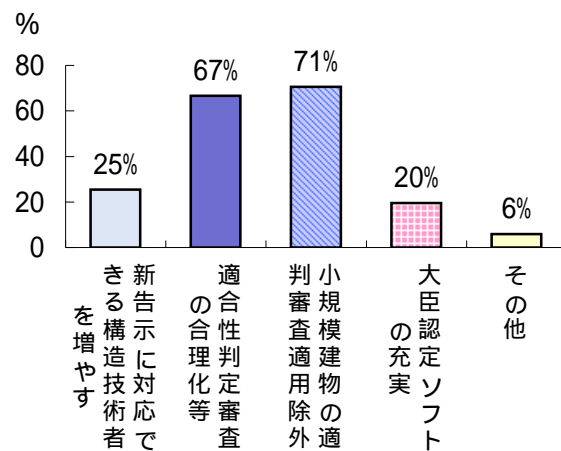
1	木造2×4の構造計算概要書のソフトがまだ出ていない
2	上記状況により構造設計の作業量が相当増えた上、以前まで構造事務所をしておられたところが辞められたとか、規模縮小という事務所が増えた為、従来より増して当方への依頼が増えたと考えられる。
3	当社の場合半数以上が法88条1項、2項工作物であるが、建築物の様に明確な法解釈でなく、曖昧な部分が多い。その為、関係法の解釈の相違により作成する内容が違い、又、審査時の説明にも大変手間がかかっている。また、構造関係においては、建築物と同じ解釈がなされるが、その構造計算を十分に理解された審査官がほとんどいない為、無駄な書類の提出、是正がある。(指定確認機関で、当申請物を扱っていない所もあり、たらいまわしにされる事もしばしばある。)

E (C)で を回答した方 構造設計業務に要する人日数を短縮するためには何を改善すればよいと考えられますか？(複数回答)

小規模建物の適判審査適用除外、適合性判定審査の合理化及び簡素化がそれぞれ71%、67%であり両者をあわせると138%となる。再委託する側(質問2-F)と受託側で同じ改善の必要性を感じている。

内容	件数	%
新告示に対応できる構造技術者を増やす	13	25
適合性判定審査の合理化・簡素化	34	67
小規模建物の適判審査適用除外	36	71
大臣認定ソフトの充実	10	20
その他	3	6
回答合計	96	188
該当件数	51	100

複数選択のため合計が100%を超える



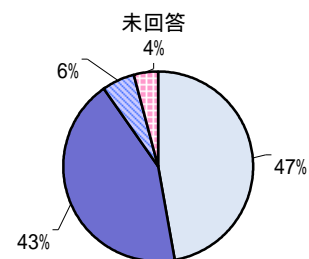
(E)で 【その他】を回答された方の具体的理由

1	適判対象建物を、共同住宅に限定する。
2	法解釈の統一(本当に法を正確に解釈できる担当官が少ない。)

F 構造技術者の就業状況について

満足な休みをとれないほど激務が47%であり、休みはとれるが多忙が43%、両者を合わせると90%にのぼる。

内容	件数	%
満足な休み(土、日、祝)をとれないほど激務である。	34	47
なんとか休みをとらせられるが多忙である。	31	43
それほど多忙ではない。	4	6
未回答	3	4
合計	72	100

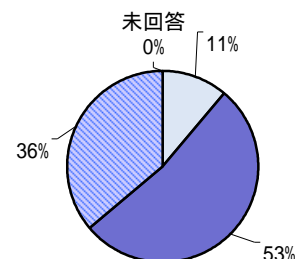


構造技術者の就業状況

G 構造技術者確保の状況について

補充、拡充を計画しているが採用できないが53%であった。

内容	件数	%
6月改正以降に構造技術者の補充、拡充を行った。	8	11
構造技術者の補充、拡充を計画しているが、採用できない。	38	53
とくに補充、拡充は考えていない。	26	36
未回答	0	0
合計	72	100



構造技術者確保の状況

【質問4】日ごろのお考えやご指摘があれば記載してください。(100字以内)

回答を以下のパターンで分類した。

パターン	A: 構造事務所、技術者の確保	B: フィーの問題	C: ピアチェックの対象に関する事
	D: 審査、ピアチェックの仕方に関する事		E: 資格に関する事
	F: 複合	G: 行政の姿勢に関する事	H: その他

	意見	パターン
1	<ul style="list-style-type: none"> ・計画通知案件はあるが、確認申請物件はない ・構造設計の再委託は、従前からお付き合いしているところに何とか頼み込んだのが実情。従前の倍の費用がかかる ・事業計画が進行せず、経営に大きな影響が出ている 	A
2	<p>改正後、図面に書き込む情報の要求が多くなった。中には施工業者が決定しなければ判らない内容までも標記させられる事もある。意匠図と構造図の整合をとるのは当たり前であるが審査基準が厳格すぎ、意匠図及び設備図がほぼ完了しなければ構造計算に入れ無い。開口寸法などは幅を持たせてほしい。構造設計及び設備設計の再委託費が増え経営を圧迫している。国は改正に伴い業務量が増えて委託費も上がる事をユーザーに広く知らしめる事をすべきと考える。</p>	D
3	<p>確認申請に添付する図面の内容・分類(枚数)が従前に比較して多すぎる。平面図に方位を記入することはナンセンスで必要性を感じない。また、確認申請添付図面に工事とは関連の無い説明書き込み、文言を記載要求がある。構造要書と構造計算書の添付は同一のものでダブル添付であり、混乱の元に成っている。どちらか一方で良いのではないか。ピアチェックはエンドユーザが変わる一定規模の集合住宅のみで良いのではないか。それ以外は設計者の責任と考える。確認機関が確認申請の円滑化を図るチェックリスト作成が必要である。</p>	D
4	<p>適合性判定に廻る物件の規模(低層は不要)をもう一度見直すべきです。判定員によって、同じ考え方(工法、納め)で図面を書いて提出しても、そのまま通る場合とチェックが入る場合とがあり、審査が統一されていません。説明と追加図面作成に時間がかかり過ぎて、それによって着工が遅れ、建主の会社経営(金融機関からの融資等)を揺らぎかねないところまで来ています。社会情勢や設計実務を無視した『建築基準法6月改正』です。とにかく業務がスムーズに進みません。</p>	F
5	<p>4号建築物の「確認の特例」が摘要されない場合の追加図書提出は本当に必要なのか疑問である。益々時間と経費がかかるだけで、説明しても施主はなかなか理解してくれない。</p>	D
6	<p>耐震偽装事件は、超特殊な事案であったにも関わらず、八つ当たり的な、泥縄的な過剰なる法改悪及び取扱いを実施したことは全く馬鹿げた大いなる愚行と考えております。</p>	G
7	<p>構造設計事務所の作業量がかなり増えていて時間が数倍になっている。</p>	H
8	<p>当地区は建築確認審査担当者が、事前確認相談に対応が良いが、対応担当者によると思う。</p>	D
9	<p>せっかくの適合判定の制度なのだから、より本格的なピアチェックの場としたら良いと思う。不適合あるいはモデル化等に不都合があっても、取り下げではなく、話し合うことでより良い建物となって建築されるというシステムとなればよいのではないのでしょうか。現場における変更については再申請ではなく、構造設計者と現場管理者に任せたらいかがでしょうか。</p>	D
10	<p>構造適合判定審査は、基本的な建物重量及び骨組のモデル化等に大きな食い違いがないかを審査することが前提と考えます。そのため、構造計算にあまり影響のない部分は、技術的に問題ないと判断し審査を円滑に進めてほしいと思います。</p>	D
11	<p>構造設計に関わる期間及び報酬の面を考える。若い構造技術者を育成することをきちんと考えていかないと、将来構造事務所は皆無になる。</p>	A
12	<p>基準法の改正については、概ね賛成ですが、あまりに厳格すぎる箇所があります。審査機関の中には、どうでもいいところを指摘したり、もう少し柔軟に対応願いたい。例えば軽微な図面の変更など許容してもらいたい。また、改正に伴う構造設計業務の作業量増加など広く周知及び理解して頂き、報酬に反映して頂きたい。そして、これだけ構造設計技術者に対し、責任負担が課せられ、構造一級建築士資格ができるに際し、社会的地位の向上も図って頂きたい。</p>	F
13	<p>混構造で(1F:S造、2F:木造)で2F床面積が30㎡と小さくても、1F柱間隔が6.0mを超えると適合判定が必要だというようでは、あまりにも基準がひどすぎると思います。ぜひ改正をお願いしたいです。</p>	C

パターン	A: 構造事務所、技術者の確保	B: フィーの問題	C: ピアチェックの対象に関すること
	D: 審査、ピアチェックの仕方に関すること		E: 資格に関すること
	F: 複合	G: 行政の姿勢に関すること	H: その他

	意見	パターン
14	構造外注先は、適合判定員の業務を行っている方のため、作業日時が制限され、納期が長くなった。同じ建物が2棟、隣り合って同一敷地に建つのに適合判定料金を2棟分支払った。納得できない。	F
15	このところの構造設計技術者不足は、2～3年前頃から、官公庁より集中して発注されている耐震診断及び耐震補強設計業務が多すぎて、受注したくても受注できないところ、昨年6月からの構造新告示の施行が重なったことで、更に構造技術者への負担が大きくなり、需要と供給のバランスから再委託料が高騰し構造設計業務を再委託しての受注は採算が取れない状況である。そして構造設計技術者の処理能力を超えた作業の要求は新たな業務ミスを生む恐れがある。	A
16	地方の優秀な構造設計者は近年とみに増えた公共施設の耐震診断の審査と構造計算適合判定の審査に多くの時間を割くことになり、また一方の構造設計業務では基準法改正以前に比べて業務量が増えたこと、意匠設計者のプラン変更が相変わらず多いことなどで、肉体的にも精神的にも危機的状況にあると言える。今回の基準法改正は無理があり、優秀な構造設計者の犠牲的精神を期待したものであり、かえって優秀な構造設計者を世の中から排除することになりかねないと考えている。	A
17	質問2でA - と回答していますが、問題がないわけではありません。これまでの実績・経緯で委託先を変えていませんが業務委託の額、時間、協議等委託先も私どもも確実に増えています。基準となる工事金額や依頼度等は低下する一方です。今後質問A - の回答でもB以降の回答ができるよう検討してください。(業務継続がうまくいっているという前提ではなく…)	B
18	再委託先の構造事務所により、設計工期や、報酬を決めているような状況です。分離発注等検討しなければと思います。	A
19	建築基準法が、6月に改正され現在に至っても、設計業務に支障を来たす諸問題が解決されておられません。施行前より、危惧されていた事と思われます。法成立前の段階での、単位会として意見が出せなかったのか残念です。	H
20	確認機関によって、温度差を感じる。中には、指摘事項を出すのにかなりの日数を待たせた上、訂正する期間を指定してくる確認機関もある。事務所協会は、アンケートの回答をふまえて、国土交通省その他関係機関に働きかけを行っていただきたい。	D
21	法の改正のため 準備不足で運用の体制が出来ないままに 見切り発車された。1999年から立ち上げた民間機関「指定確認検査機関」も、改正後発足された「構造計算適合性判定機関」も 無理に立ち上げたもので、内容がととのっていない。このように、審査する側の体制にも不備がある。	D
22	法改正後、建築士の仕事の内容が変わった。今の建築士はお世辞にも魅力ある仕事とはいえない。志望者が減り、技術者の空洞化がおきてしまうのではないかと危惧している。	H
23	法改正により、世の中的には簡略化と言われる中、設計、確認申請、監理、さらに書類と作業量が増えているのは何故なのか	H
24	構造の審査の時、設計側と審査側の考え方が異なる場合が多いと聞いており、審査側の方へ流れる傾向が出ていると聞いている。 まだ統一見解が決まってないとも聞いており、時間的にも長くかかっていると聞いております。 構造計画もルート1の方向へ向かっており、技術の進歩か、後退か疑問を持つ。	D
25	建築確認審査について ・明らかに基準法に適合すると認められることについては柔軟な対応を望む ・今までどおりの事前協議を行うことを望む 構造設計再委託について ・確認指針、構造新告示等の新制度対応で構造設計業務に要する時間が大幅に増加し 構造設計再委託金額が高騰しているため審査の合理化及び簡素化を望む	F

パターン	A: 構造事務所、技術者の確保	B: フィーの問題	C: ピアチェックの対象に関すること
	D: 審査、ピアチェックの仕方に関すること		E: 資格に関すること
	F: 複合	G: 行政の姿勢に関すること	H: その他

	意見	パターン
26	・申請業務において、法的に要求されていないチェックシートや全ての認定書の提出を求められる場合があり、より手間がかかっている。 ・構造、設備の資格新設に伴い、建築士の試験内容の見直しも必要と考えている。(技術士試験が部門別であるように、二次試験の内容も意匠、構造、設備の部門別の内容にするなど)	F
27	審査内容で施工に関する事項を図面(鉄筋継手位置の記入)や構造計算書の数値根拠(算定式)を全て記載があり、事前協議の時間がより増加している。Q&Aで誤記訂正は認められているが、誤記も訂正の区別はない。	D
28	行政や指定確認検査機関、適合性判定機関によって指摘事項にばらつきがある。	D
29	基本・実施設計及び監理業務における作業時間は、確実に増加しているが、それに見合う報酬の増額については、一般的に理解されていない。 日事連及び各建築士事務所協会としては、行政に対する要望も重要であるが、今回の法改正に伴う建築士事務所の業務量の増加及び設計業務の重要性について、もっと社会に認知される様な広報活動についても検討して頂きたい。	B
30	法改正後、確認申請審査の厳格化は制度として受け止めているが、業務が補助金有の時、遅延に依る事務所の責任問題が顕在化している。構造担当者の力量不足の認識だけでは問題解決ができない現状があります。	H
31	6月20日の法の変更前から、仕事量が大幅に減少している上、業務報酬も告示から大きく引き離れた額で事務所を運営して来ました。 今回の法の変更は、事務所の経営を圧迫し閉鎖すら視野に入れて運営せざるをえなくなっています。報酬金額が上げられないのは経営努力が足りないからとの指摘を受けますが、そんな経済評論家の一般論では現状から出ることとは出来ないのが実情です。今のままでは、自分の子供達や次の世代の人たちにこの仕事を誇りをもって受け継がせる事は出来ません。	B
32	私ども意匠設計事務所では今回の法律改正に於いて多大な影響が出て来て居ります、膨大な書類・図面又、申請時の準備日数等、少しでも貴連合会に於いてのご努力により確認日数の短縮が出来れば幸いと思っております。	D
33	審査機関からの指摘が、重箱の隅をつつくような内容が多く、もっと大きな観点からみてもらいたい。その為にも、適判が必要な構造、規模の見直し、審査の合理化が必要かと思う。	D
34	行政の対応がまちまちで、統一されてなくて、困る。	G
35	適合性判定機関の担当判定員と直接お話が出来ないので、判定員と設計者の質疑及びその回答書が同じような質疑の繰り返しになってしまい結果的に日数が掛かっていると思われます。この点については改善の必要が有ると思われます。	D
36	建築不況の中で今回のような事態になっており、作業量が増大したにもかかわらず、設計監理報酬の増額が見込めないのが、廃業するところが出てくると考えています。	B
37	構造計算適合判定の必用な建物として法20条第2号で規定している「その他政令で定めるもの」があるが、これによりほとんどの建物が適判に回ってしまうので、構造設計一級建築士が誕生したら廃止してほしい。	C
38	「偽装」という問題に端を発した法改正にも関わらず、確認審査の厳格化という名のもと必要以上に添付書類や記載事項(建材等の製品の特定など含む)が規定・要求されているように思えてなりません。	D
39	1. 6月の法改正は、行政の準備が整わない状況で実施されたため、民間業者の生活を脅かす結果を招いてしまった。一部の心無い人間の行為により、善良な事業者に経済的な負担を強いる結果となってしまっている。結果を想像することは容易いことであったにも係わらず、準備不足のまま改正をおこなったことについては疑問を感じます。 2. 今回の法改正で建築士の社会的責任がより一層重くなったのに伴って、社会的地位(報酬)も向上することを望みます。	F

パターン	A:構造事務所、技術者の確保	B:フィーの問題	C:ピアチェックの対象に関すること
	D:審査、ピアチェックの仕方に関すること		E:資格に関すること
	F:複合	G:行政の姿勢に関すること	H:その他

	意見	パターン
40	なるべく適判に該当しない、平面計画になっている(設計料の問題のため)	B
41	確認申請時に完璧な設計図書を要求することは、おかしいと思われる。 ユザー、クライアントの理解なしに改正法が一人歩きして、設計者にだけ負担が増大している。	D
42	先の基準法等改正はいわゆる姉歯問題(耐震偽装問題)への適切な処方箋だったのか?未だに疑問に思います。飲酒運転を根絶するために運転免許試験を極端に難しくするような話です。	G
43	1.訂正の場合追加説明書ではなく、以前と同じ様に訂正出来ると良い。 2.認定番号記入で認定書は不要と思う。(実際には添付させられている) 3.木造2×4構造計算概要書のソフトが出来ていない(改正の時期が早すぎたと思う)	D
44	1.行政、民間建築主事の事前審査方法の統一。2.「判定出来ない旨の通知」を出す前に、設計者と適判機関が直接協議を行えるシステムの検討。3.「期限内に判定出来ない旨の通知」の延長期間35日は書類作成期間も含むべき。4.認定書添付方法の簡素化。5.大臣認定物件に変更が生じた場合の再認定方法の簡素化。	D
45	今回,当事務所は該当していませんが、同業者から確認申請手続きは異常だとの声はよく聞きます。	H
46	・適判員の総量・資質不足による業務停滞を余儀なくされている現状では、緊急的であるが、適判の対象物件を減らす必要有り(現状の登録者1400名程度で実働で割ると91物件/人・年・7.5物件/人・月・判定員は各審査機関とも非常勤が多く現状の状態では対価を吊り上げても人員増・能力アップには繋がらない) ・判定員は通常の構造設計者であり、構造設計の専門家である。審査には不慣れであり、審査の要領を精査・訓練・教育し、生産性を上げる工夫・教育システムの早期実施を求む ・現状では、判定員は責任を一切負わず、権限が与えられているだけの為、事業内容・経済性など責任の無い判定も受け入れざるを得ない状況にある・・・徹底的な資質向上のシステムを構築して欲しい ・特殊案件(構造1級建築士の設計物件・任意評価取得案件・・・)等は適判対象から除外して欲しい ・結局、構造1級建築士等の資格は何のために取得するのか結果的に不明 ・適判員の中には、国交省からの円滑な業務遂行のための指針を全く無視、怠慢な審査員も存在・罰則規定も必要ではないか	F
47	正当な設計料で契約が出来るように、設計・工事監理の業務内容を発注者に理解してもらう活動を事務所協会本部が、今以上にアピールするべしと考える。	B
48	政策の失敗 国交省が、姉歯問題を早く解決したいがために、準備不足のまま1年以上早すぎた法律改正を行った結果、我々の業界をはじめ、社会に対して多大な負担をかける結果となった。	G
49	当事務所は構造専門事務所なのでこのアンケートの回答が適当かどうか判断してください。	H
50	審査の厳格化の主旨とそぐわない指摘事項の微細化、数度に分けて指摘されることによる手間の増大、適合性判定機関との連携不足による遅延などの緩和、及び適合性判定機関対象物件の規模見直しを要望します。	F
51	確認後の変更を最小限にするため、計画日数が増えていると感じます、確認申請に直接関わる部分ではそれなりに報酬はアップしていただいておりますが、計画の微調整に関わる部分は中々報酬に結びつきません。確認審査そのものは多摩建築指導事務所等で図面の訂正を認めるようになった為、最近はそのらに多く提出しています、また、都の扱い件数が増えたためか民間機関でも一時の混雑がなくなりました、私自身も慣れたこともあり、以前のペースを取り戻しつつあります。	F
52	構造設計のみ受注してるケ - スが多いので返答できない問いが多いです。	H

パターン	A: 構造事務所、技術者の確保	B: フィーの問題	C: ピアチェックの対象に関すること
	D: 審査、ピアチェックの仕方に関すること		E: 資格に関すること
	F: 複合	G: 行政の姿勢に関すること	H: その他

	意見	パターン
53	適合判定における「倫理規定及び罰則規定」を「審査する側」と「審査を受ける側」両方につくるべきである。また、土法改定にあたり、確認審査・許可内容に従っていない施工建物の罰則、確認許可内容の施工確認の技術者が違法した場合の罰則など一連の扱いを明確にするべきである。また、今日の情報化社会において建築基準法に関し、法律の解釈を数量・適用範囲を地域係数・地域判断を詳細、凡例含め明確に開示すべきである。	H
54	4号建築物の特例を無くすことは、適判を設ける事以上に混乱を来すと思われます。また、プレカットが普及した現在においては、伏図の添付等はプレカット業者に多忙を強いる事になり、偽造やヒューマンエラーの原因を作ることになりかねないと思います。	D
55	適合判定基準に対し、一定規模及び高さに限定して欲しい。他かが鉄骨3階建て程度なのになぜ軒高9m以下出なければ適判行きなのか、説明が欲しい、木造3階建て程度は分かるが鉄骨はある程度梁成が必要だから天井高に影響が出てきて、設計者が適判に行かない用やむを得ず設計しなければならないのは非常に問題である。根拠が薄いとしか思えない。何でも適判に以って行けば良いと考えるのは所詮お役人の考えることだと思う。規模の小さい建物は建築主にも負担が大きく掛かってきているので決して、消費者を守る法律とは理解できない。	C
56	適合判定の検査員を雇用した手前(仕組みをつくってしまった手前)改良していくのは難しいことかもしれませんが、2階建てで適判に行くなどということは馬鹿げています。検査員の質の確保をしてから改正を行っていただきたい。増築に関する判断基準が現実とかけ離れている。昭和57年以降の検査済みを受けている物件については速やかに既存不適格として認めるべきである。	C
57	確認申請業務における書類添付等について不要な物まで添付しているように思われる。また、構造計算適合判定において小規模な物は除外すべきである。行政、民間確認機関等の審査基準を均一化すべきである。	D
58	外注してもらった構造事務所が少なくなっている。1.外注費が合わない。2.年齢による辞退事務所が増えている。3.他業務(耐震補強等官公庁発注)物件の増加 等の理由により民間の物件を引き受けてくれる構造事務所が減っている。民に現状をPRすべきである。	A
59	適判はもちろん、適判へ廻る前の審査も神経ピリピリし過ぎて大勢に影響のない所まで重箱の隅をつつく様なことで大変困っています。	D
60	現場が進行していく中で軽微な変更はつきもの。机上の論理を振り廻すのでは現実的対応が出来ない。国交省の対応に不信感をぬぐえない。	G
61	これまで軽微な変更で対応できており、大きな問題とはなっていませんが消防が事前審査を受け付けてくれません。審査系の職員数が足りないためか、本受付されたものしか審査しないようです。消防審査の制度も整理してしていくことが必要と感ずます。	D
62	1.業務量が増大し、このままでは建築産業が崩壊するのではないかと心配する。 2.設計に対して若い人が離れていく、年配者は早く引退するようになった、設計者が不足する。 3.報酬基準が低すぎる。まず国交省が告示第1206号を厳守する。	F
63	マンション、10階建以上のものを適判の対象とする。(ルート2程度は今までと同様でよいと思われます。)	C

パターン	A:構造事務所、技術者の確保	B:フィーの問題	C:ピアチェックの対象に関すること
	D:審査、ピアチェックの仕方に関すること		E:資格に関すること
	F:複合	G:行政の姿勢に関すること	H:その他

	意見	パターン
64	この度の基準法の改正は悪法以外何物出もない。「性悪説」に基づき先ず設計者は悪い事をする、という論拠、さらに国交省の責任の転嫁、手続きの厳格化と罰則の強化だけで建物が良く成る訳がない。設計者に負担だけを掛けて良い建物が出来ると思って居るのだろうか？将来の歴史が証明してくれるが、真四角の箱しか設計出来ない現在、21世紀には文化遺産としての建築物はひとつも無い結果になるだろう。建築基準法を元に戻して貰いたい。	G
65	構造設計者が不足していて、業務に支障がでている。特に構造設計者がいないために新規物件の受注が出来ない。また、行政、適合性判定機関など審査機関での審査基準が統一されておらず構造設計者も判断に迷い結果、過剰設計へ繋がっているのが現状。施主、施行業者も着工のメドが立たず非常に迷惑している。建築主事が一旦審査したものを高額なお金を支払い、適合性判定機関が審査すること事体、建築主事の審査は何の意味があるのかと強く疑問を感じる。偽造を行った設計者に大きな責任はあると思うが、行政側もきちんとチェックを行えばこのような事態を招かなかつた。その点は強く反省をし審査を行っていただきたい。適合性判定機関は行政の逃げ所にしかみえず、あくまでも施主の利益を守る機関であれば施主が任意で審査をうけるかどうかの意思表示ができて良いのではないかと思う。施主も建築業界もこの制度を望んではいないと感じる。法改正が行われてからはいかに確認申請をスムーズに終わらせるか、また、適合性判定を回避するかに重点が置かれ、結果、建築文化の衰退に繋がっていくと思う。	F
66	工場関係の建築では、市場の動きを見て急な動きの物件も多く、適判で何ヶ月も着工が出来ないのは影響が大きい。苦肉の策でスパンを替えたりなど適判回避の設計を余儀なくするケースもあるが、問題と思う。	D
67	EXP.Jによる増築で、既存部分への新法の遡及については、全国的に大きな波紋を呼んでいる。一般常識でも考えても首を傾げる様な法改悪に対して、施主からも避難の声が多くあがっている。再三の国交省への照会に対しても何の回答もない。国交省は何をしているのか。	G
68	建築確認申請、ピアチェック等の簡略化を切に要望します。県・市・町村発注委託料は今だ改定基準法施工前の料金体系なので、構造設計者に支払う経費が増大し経営を圧迫している。	D
69	今回の法改正は、構造計算書の偽造に端を発して行われた改正ではあるが、「消費者保護の為」と云う大義名分のもと、過度の法の網と実務者レベル(現場サイド)に全ての責任を押し付ける、官僚主義のなせる業であり憤りを覚える。特に適合判定に係わる建築物の条件の厳しさは、理解に苦しむ。法改正の施行において、しっかりとした受け皿も作れないまま、6月20日に遮二無二見切り発車した結果、以降の確認申請による大混乱を引き起こし、日本経済に大きな損失を与え続けている。現場を知らないキャリア官僚の作った法律が偽造問題に匹敵する位、国家に損失を与えている事に襟を正し、法律による過度の締め付けは、国民に犠牲を強い結果にしかならない事を素直に認め、一日も早く、速やかに是正される事を望んでいる。	G
70	業務の内容については、ある程度円滑化されてきた感がありますが、関係各所機関の慎重な対応に、十分な協議・設計期間を組まなければどうしても工程に遅れが生じてしまう現状があります。そのため、設計事務所としての説明は十分に行うにしても、お施主様と業者との間には、まだ工程上の温度差があるよに思えます。	H
71	構造設計とは荷重をいかに安全に地盤に伝えるかが大原則であり、その目的のための諸条件が時に変わる事もありますが、数字で示す結果は正確なもので、意図的にそれを改ざんする事は大原則に反することで、あってはならないと思います。	H
72	・建築確認申請が許可申請的になってきています。	D

パターン	A:構造事務所、技術者の確保	B:フィーの問題	C:ピアチェックの対象に関すること
	D:審査、ピアチェックの仕方に関すること		E:資格に関すること
	F:複合	G:行政の姿勢に関すること	H:その他

	意見	パターン
73	石川県の場合、事前相談及び確認審査期間については最近では円滑に進んでいると思うが、構造設計の業務量増加は今後も慢性的に変わらないと考えられる。そのため設計期間を法改正前よりも長く設定しないと施主とのトラブルの原因に成りかねない。(構造躯体が鉄骨とコンクリートでも違うが) 質問1の項目Fの設計開始から確認申請受付までの日数については、施主との内容調整による期間の伸びも考えられるので、一概に法改正による影響だけとは言い難い。	H
74	確認審査するところによりまだ必要書類、必要記入など各自それぞれ指摘する内容が異なっている。(以前から変わらないことかもしれないが) 消防機関での指摘内容についての取り扱いを確認したが、明確な返答はなかった。(消防機関へは事前審査を密に行い審査期間での修正をなくすように通知しているよう)	D
75	設計業務については、当社にて改正後も工程管理は出来ませんが、確認申請期間については(特に構造適判)把握できない。よって、客先には標準的な回答しか出来なく工事工程に大きく影響する。構造適判について体制の見直し等期日管理を具体的に実施していただき、設計者の脚を引っ張るのではなく、協力するという意識で対応してほしいと感じています。	D
76	1、消防関係に10日・建築意匠のチェックに30日・適判に30日等、審査日数をかけることを前提で、審査しているように思える。2、適判の指摘内容にばらつきが多く、同じようなA物件で指摘されたことが、B物件では指摘がない等判断に苦慮する。3、建築意匠のチェック期間には、構造の適判に送付されないのので、審査期間が長くなる、確認申請書は3部提出しているのだから、建築意匠と適判のチェックを同時に進められないのか。	D
77	構造設計者の平均年齢が非常に高い。あと10年もすれば 普通の人では還暦定年を迎える事になり 体力的にもきつくなる。若い人が構造を勉強し 質問出来る様な場を設ける必要がある。	A
78	現在 主に木造住宅をやっていますが、建築情報行政センター等、作図凡例集を参考に作業していますが、何とかなれてきたが、新たに構造関係の作図が必要になってきますので、県外行政のインターネットをみても勉強中です。最近確認申請マニュアルが発行されて購入しまして、独学で作図の特訓中です。これからは「CADから エクセル ワード スキャナー PDF 画像等まで」セットでできないとだめですね。何とか御支援できるまでになりましたが、何とかやっています	H
79	確認申請に今まで求められてこなかった追加資料の添付を求められ、その書類作成に費やす時間が増大している。施主にそれを説明しても設計料に反映されず、人件費の増大が経営を圧迫し、非常に厳しい経営を強いられてきているのが現状です。	B
80	構造適合判定等の専門技術者による審査機関を設けたことは非常に評価できることだと思います。その審査者も実際に、実務をこなしている人であるということであれば、より、現実的に有効な業務の遂行を行えるのではないかと思います。	H
81	設計の仕事が少ない。	H
82	今回の基準法改正は、構造計算書偽装問題の解決というよりも、いたずらに確認申請図書作成の時間と労力を増加させ、本来の設計にかかる時間を圧迫する結果となっています。建築士を基本的に信頼した柔軟な法運営の仕組みを望みます。	G
83	適合判定を行う建物の規模を大きくする。H > 20m、階数 > 6	C

パターン	A:構造事務所、技術者の確保	B:フィーの問題	C:ピアチェックの対象に関すること
	D:審査、ピアチェックの仕方に関すること		E:資格に関すること
	F:複合	G:行政の姿勢に関すること	H:その他

	意見	パターン
84	私見ではなく事務協先輩役員からの苦言ですが、経済産業省(旧通産省)は業界の規制と指導は行っているだろうが、反面、業界育成も十分おこなっている。国交省(建設省)は、果たして我々業界に対し規制以外に何をしてくれたか。一級建築士は経産省に発行してもらったほうが、先の見とおしは明るい。という無茶苦茶のものですが、迫力のある意見でしたので記すことにいたします。	G
85	審査・工事監理の検査を厳格に行う事は当たり前です。でもその範囲は質問のFでよい。委託者と設計・監理者は直接契約とし其の他は認めない事としてもらいたい。独立性の確保が必要。	F
86	構造計算の外注先の協力事務所の仕事量が多く、当事務所としても思うように設計が進まず依頼先に了承を得るよう努力していますが、なかなか理解して貰えず仕事量をセーブしないと多岐に亘り混乱を招く要因となっています。地方では構造設計者の数が少なく、また今後構造設計一級建築士となると限られてきますので、益々仕事がいなくなるかと心配しています。特に適判物件ともなると極端に構造担当者がいなくて困っています。	A
87	・行政機関の審査において、あまりにも細部の些細な項目についての指摘が多く本来の確認審査とはかけ離れているように 思われる点が多い。 ・審査機関の保身とも感じられる書類を要求されている点が見られる。	D
88	適合判定対象の建築物は確認申請を提出してから下りるまでの期間が約3倍になり、基本設計開始からだとも以前の2倍以上の期間がかかってしまっています。通常確認申請が下りた時点で委託料の一部を請求していましたが、今後、適合判定物件は、請求方法を変えるか、もう少しスムーズに審査して頂ける様な体制を取ってほしい。もっと一般の方にもこの現状を分かって頂くよう、マスコミを利用するなどより広い周知を交通省にもお願いしたいです。	F
89	6月20日新法以前の耐震診断促進法による増築する場合の取り扱いが、小規模建物であってもまた構造がEXP処理されていても既存建物の耐震診断等を行わなければならないので設計費も工事費高くなり計画倒れになる。	D
90	仮受付の時点で、本受付までの期間の制限がなく、確認済証を得るまでの期間が読めず、予定どおり進まない。したがって、日常の業務に支障がでている。建物完成まで、多少の変更はつきものなので、弾力的な運用が望まれる。	D
91	構造計算適合判定審査からの、追加説明事項の内容が判断できないことがある。直接に適判員と話ができるようにしてほしい。また、適判員が非常勤とゆうのは大変時間がかかると思います。	D
92	既存不適格建築物への増築に対する規制の再整理、簡潔化の早期実施。 構造計算適合性判定の対象を絞込み、確認機関での審査へ置き換える。 適合性判定員の再教育による個人差の最小化を推進。	F
93	確認申請を終了するまでの時間とエネルギーが多くなりすぎて、本来の設計監理業務に支障が出ないか注意している。申請手続きの厳格化と現場審査の甘さのギャップにはあきれられる想いがある。今回の法改正の目的が現実とずれている。	D
94	発注者優位の原則の中で全て設計者にしわ寄せがきているのが現状。申請業務、及び適判業務の簡略化をお願いします。	D
95	構造の適合判定物件は、単に構造及び規模で判断するのではなく、その用途(ホテルや病院他不特定多数が利用するものやデベロッパーなど居住者がその内容を把握できないもの)も勘案し、該当物件を決定して欲しい。個人住宅で鉄骨4階建てになったからといって一律に適合判定にかけるようなことは無い様にして欲しい。	C

パターン	A:構造事務所、技術者の確保	B:フィーの問題	C:ピアチェックの対象に関すること
	D:審査、ピアチェックの仕方に関すること		E:資格に関すること
	F:複合	G:行政の姿勢に関すること	H:その他

	意見	パターン
96	「法改正による確認申請の適正化」という本来の目的からかけ離れている現状の審査状況には、非常に残念でなりません。今一度、構造計算適合性判定の適用範囲の検討を含め制度の見直しをお願いしたい。	C
97	社会全体がコンプライアンスの方向にある中、既存建物への増築の取扱いが厳しすぎ、逆に非合法やむを得ずという状況を作り出している。 各審査機関・行政に裁量権を委ね、柔軟な運用を願う。	D
98	1. RC造に比較してS造の適判対象範囲が広すぎる。階数やスパン等をもっと広げて欲しい。 2. 確認検査機関により指摘事項の扱いが異なる。(適判を意識するあまり、非常に些細な指摘を数多くする場合もある。二人で各50項目位の事例もあった。)	F
99	構造設計者の技術力アップは必要であるが、審査する側特に適合判定期間の判定については判定員の指摘のばらつき、指摘内容の説明不足のため時間を要している。工学的判断における妥当性とは非常に曖昧であるように感じられる。そのような判断にゆだねているため混乱を招いているのではないかと、明確な基準を設け、満たすな場合は速やかに審査すべき、確認審査のみで充分ではないかと思えます。	D
100	検査機関、行政により、提出物、審査スピードおよび審査の開始時期等にかなりばらつきがあるように感じます。 検査機関の検査はすごくいい加減である、検査を受ける意味が無い、形式的なものになっている。 書類だけ整えても検査対象でなければ意味がない、大きな事業主は検査機関にとって上得意先であり小口の申請と審査の内容に差が出ている。	D
101	今回の法改正は、我々中小の設計事務所に対して非常に厳しいものであり、設計監理業務内容が増大しており、報酬額とのバランスがまったく取れていない状況です。その様な状況で尚且つ、施主から、設計監理費用を節減する為、セネコの設計施工に移行されるケースすら起っている現状です。設計施工のありかたについても、法改正の見直しをしていかないと、我々設計事務所の存在すら危ぶまれると考えています。	B
102	適判の指摘内容が、時間が経過するに連れて厳しくなっているように感じる。 明確な、基準を示してほしい。	D
103	適合性判定機関から質問がきますが、内容が非常に細かく、また、構造安全性に関係のない指摘が多数あり困っています。 また、適判員と直接会話できないため、意志の疎通がはかれません。これにも困っています。	D
104	評価認定書のある材料などについて夫々に証明書を添付するなどの規定は不要で、いたずらに混乱を招いている。	D
105	・技術の空洞化が進む昨今、技術・作業内容に見合う適切な報酬等、待遇面が改善されないことには業界の健全化は困難と考える。ついては、技術・品質面等の法改正と合わせて報酬等待遇面の改正も明確にして頂きたい。	B
106	法令改正を実施する以前に、行政庁、確認検査機関、構造ソフト等、事前に準備、周知徹底が全くなされていなかった事に帰因する。膨大なる経済的な損失について、どう国交省は対処されるべきなのか、伺いたい。	G
107	本受付後に適合性判定による構造審査で計画変更になるような指摘事項があった場合最初の段階に戻ってしまいます。そのようにならないために当方でもいろいろ知恵を出しながら事前相談しているのにうまくいかない場合があります。事前相談ー確認申請書提出時の構造審査ー適合性判定による構造審査、本受付後において訂正等出来ないのであれば、行ったり来たりの無駄な時間や費用負担を省くためにもそれぞれの立場の関係者が寄ってそれこそ有意義な事前相談が出来ないですか？	D

パターン	A:構造事務所、技術者の確保	B:フィーの問題	C:ピアチェックの対象に関すること
	D:審査、ピアチェックの仕方に関すること		E:資格に関すること
	F:複合	G:行政の姿勢に関すること	H:その他

	意見	パターン
108	施工業者の違反行為に対する指導を徹底するよう。	H
109	確認申請時に、材料の認定書等添付は意味が無いと思う。とにかく、書類が多くなり手間がかかる。確認検査機関の体制が整っていない。	D
110	的確な構造が出来る技術者が減ったと感じます。コンピューター化が進み、構造の裏表を理解している若い技術者が激減。新築物件は出来るが、耐震診断・設計が出来ない、改修の構造はやったことが無いとかいった構造技術者ばかりです。大会社になるとほとんど下請事務所に再委託し、元請会社は調整とチェックのみを行う。大きなところは把握できているが細部は解らない状態。実務計算・計画をしているのは下請事務所。ただ、近年の下請事務所の能力低下を感じる。このままだと経済的・業界的にも大きな問題に発展するような気がします。	A
111	適合判定が必要な建物の用途及び規模の見直しを行って下さい。使用用途が一般不特定多数で使用される建物のみを適判にかけざるべきではないですか？ 技術指針の運用に当り、適判制度で統一見解を設置して欲しい。担当者の判断・思いつき等の指示が有るように思います。対応に苦慮しています。	F
112	今回の法改正については、改正前の関係法規の審査・多数の確認書類の内容等を考えれば、極当たり前の事と判断する。正当な業務を行っている「建築士」であるなら、この改正内容程度なら、なんら苦にならない内容であり、技術的観点から見ても、さほど目新しいものは無い。ざる法であった建築基準関係法の改正は、行政の判断としては、正しいと思われる。ただ、杓子定規に申請図書を判断する「審査側」の技量には、驚かせられる。意匠、構造、電気、設備ほとんど知らない。構造関係においても、技術本に記載してある、基本的な事まで、是正対象に上げられ、説明を求められる事が多々ある。もっと審査側の審査の方法を考え、何事も、もっとスムーズに処理される様、改善を加える必要が有ると思う。不正な業務を行う建築士はもとより、業者に対しては、もっと重い罰則が必要。報道されたのは、ほんの一部ではないだろうか。構造設計者の構造知識の低下も問題視すべき事だと思われる。構造解析に「解析ソフト」をいだけて、解析の手法が変わってきた。本当に構造の知識を有し、業務を行っている設計士がどれだけいるだろうか？当社のものは、「解析ソフト」では、構造計算が解けないものが多い。多数の構造設計者に業務をまかせたが、できる者が1人しかいなかった。これも、現在の構造設計士の現実である。	F
113	今回の法改正により自由な発想及び複雑なカタチが出来にくくなった。どうしても単純なカタチを選択するようになってきた。一部の心無き建築士のためだと思うが大半の建築士は十分な能力をもって国家試験に合格し多くの経験を積んでいると思う。もう少し建築士に権限を持たしたらいかだろうか、厳格化の名の下に無駄な作業が多くなり以前の2倍程度の労力が必要になってきた。この代金は全て建築主の負担である。あの事件は建築士の能力の問題では無くモラルの問題であり 罰則と被害者救済を課題とするべきであると思う。	E
114	確認申請・計画変更申請に毎回 資格の写しを添付するのには疑問がある。	D
115	時間は業務の最も重要な要素のひとつである。書類の精度に対する要求が過度であるかどうかは継続して検証してほしい。	D
116	・業務量が増加していることは明かであり、早急にその旨を官公庁は元より広く国民に知らしめる対策を国が率先して取る必要があると考える。 ・適判機関での審査対象規模等について、一定の規模(RC造で高さ20m以上、S造で4階以上等)を定め、その他は対象外として頂きたい。	F
117	我々、建築設計行を生業とするものに、建築関係法の改正した手間料金を被せ、事務所経営を厳しい瀬戸際に経たせるだけで、根本的に、耐震偽装等から派生した問題の解決には、何らならない。設計事務所の社会的な地位の向上(一定の報酬の担保、価値)を図る仕組み作りが最重要であると考え。それにより、建築物の品質の向上並びに国民の財産価値の担保につながる。	H

パターン	A:構造事務所、技術者の確保	B:フィーの問題	C:ピアチェックの対象に関すること
	D:審査、ピアチェックの仕方に関すること		E:資格に関すること
	F:複合	G:行政の姿勢に関すること	H:その他

	意見	パターン
118	適合判定が始まって、独自性のある自由な発想の建築設計に支障が出てきている。施工中の設計変更は必ずあって然るべきものと考えていますが、その点法規の運用をもっと考えて欲しい。構造・設備の一級建築士の制度について、意匠事務所の設計業務のまとめ役に対してもっと理解をしていただきたい。なぜ建築設計に限りオールマイティを要求するのか、専門分野との共同がなぜ認められないのか理解できない。	F
119	・現在当社は耐震診断業務が多く新築の構造設計迄手が回らない場合が多く外注をしています。耐震診断業務費の算定は日事連が出している略算方法を採用しているが、補強計画及び補強後の診断業務が記載されていないので算定方式等考えて記載、戴きたい。(現在は日事連の算定方法で補強計画から補強後の診断までやられている状況です。) ・適合判定機関に回る物件については、階数・規模等に限定されるよう、運用等の申し合わせを早く願います。 ・日事連として低入札に対する防止を積極的にアピールして戴きたく思います	F
120	低層な物件に対しても適合判定が必要になる(鉄骨造)ため、緩和が望まれる。確認申請において、細かい事を指摘されるようになったが、細かい指摘に対して対応していながら、自己責任のみが重くなった。責任を重くするのであれば、申請は従来の通りでよいのではないか？	F
121	地方では公共工事も民間工事も仕事量が激変し、さらに基準法の改正に伴い膨大な設計資料を求められる。反面、競争の激化の為、報酬も減る一方です。戦意も喪失し仕事を続けていくのが大変な状況です。	B
122	申請機関により、指示事項に違い(見解の相違)の無いようにしていただきたい。 確認時間の短縮をお願いしたい。どの程度の時間で確認がおりるか教えてもらいたい。	D
123	今回の法改正で、耐震偽装により審査の厳格化がなされたが、必要以上に審査機関が神経質になっているのではと感じる部分がありにも多い。既存建物への構造適用については、H17年の改正より疑問を感じていました。既存建物と増築建物をエキスパンションジョイントにて構造的に離した場合には、少なくとも新耐震以降の建物についてはもう少し緩和をする方向で検討して頂きたい。適合性判定についても、事前協議や事前審査を直接出来る様に認めて頂きたい。	D
124	構造適合判定の範囲を再考願いたい。(高さ、規模等)	C
125	建築確認申請に於いて構造適合判定を行っていますが、そもそも構造計算偽装問題は、建築士個人のモラルの問題であり、法によって規制するものではありません。現在の建築基準法は自由な発想を阻害する悪法となっています。早急に見直す必要があると思います。確認申請のチェックを厳しくするのでは無く、完了検査を義務付け、違反した者を罰する方が良いと思います。	H
126	建築確認申請の厳格化はある程度理解できますが、現在の法改正は程度を超えすぎていると思われます。故に、この改正が消費者(建築主)の利益につながっているとは思われません。また、構造的既存不適格については、昭和56年以降の建物については早急な緩和措置を望みます。	H
127	確認申請手続きの円滑化及び、現場変更に対する審査機関の柔軟性・計画変更申請の適用緩和を望む。	D
128	事前審査が始まり助かってはいるが、構造の細部での判断力が構造適判員に委ねられている為、審査機関では結論が出ないのが実情である。ある程度の権限を審査機関が持っても良いのでは！と思う。又、適判員があまりに保護され、構造計算者との意思疎通する場面がなく、無駄な日数が掛かっていると感じる。	D
129	耐震診断の業務委託費が非常に低く受ければ赤字になるような事例が多数あるような気がします。事務所協会から各市町村に適正な設計料について指導していただければと思います。	B

パターン	A:構造事務所、技術者の確保	B:フィーの問題	C:ピアチェックの対象に関すること
	D:審査、ピアチェックの仕方に関すること		E:資格に関すること
	F:複合	G:行政の姿勢に関すること	H:その他

	意見	パターン
130	国土交通省の法整備に関する基本的な姿勢が原因で関係業界の十分なコンセンサスを取らずに進めたことが、今日の経済悪化を起こした引き金になっておるようで、誠に残念に思う。是非協会からのさらなる一層の働きかけを行ってほしいと思う。	G
131	建築確認本受付から完了までの日数を短縮できないか？特に適判完了日数(チェック体制や書類の流れの見直しは出来ないのか？)	D
132	本来、民間の確認検査機関は、行政機関より「対応が早い、丁寧、安い」など発足以来行政と違った魅力があって成り立っていたものとおもいますが、最近は「行政庁の裏づけをとってくれ」とか「登録番号の記載が登録証と違う。例 0 と記載してあるので訂正してほしい」など要求され「民間」に出すメリットがなくなっているように思えました。また、申請手数料が面積だけで決められているのはいかがなものでしょうか？質問1のS造、954㎡の建物用途は堆肥舎(畜舎関係)なので柱、外壁、屋根だけでおまけに開放ですので、構造体以外何もありません。(適判ありませんでした)ちなみに、手数料は計画変更時75000円、完了検査時77000円でした。審査時はきになりませんでした。完了検査時「現場に来られて15分で帰られて、それだけで77000円」。いかがなものでしょうか？	D
133	適判案件を申請中ですが、審査者が柔軟な対応が出来るように、審査方法・審査基準の改善を望みます。	D
134	確認審査機関によって法的解釈がまちまちである。	D
135	当事務所は全国展開の店舗を設計していますが、同じ建物の確認で民間確認機関並びに特定行政庁の県・市でも、日数・添付書類・指摘内容に差があると思われます。	D
136	法改正により、施主の費用負担が増え設計事務所も業務量が増加しました。申請を簡略化する方法も考えていただきたい。	D
137	法文の解釈・運用がバラバラで大困惑。県指導課の考え方もバラバラ。昨日提出はOKで、今日からはダメ。これは極論ですが法改正は受けざるを得ないが、運用については県・市共通の方針を早く示していくべきで「主事会」等で決定したことは、速やかに事務所協会を通じ会員へ周知すべき。	D
138	昭和57年6月に改正された「新耐震設計法」の時は、十分に講習等の伝達期間があり比較的スムーズに改正された感があるが、今回の改正は内容も見えぬまま(役所確認担当に聞いても知らないというような)準備期間を置かずにあわただしく表面のつじつま合わせを強引に行ったように感じられる。まじめに基準法にそって確認業務を行っている者の実態も解らぬまま机上で法を作り、法を作成する側の責任逃れの為の改正のように感じられた。	G
139	意匠設計事務所の中では、いまだに低価格での業務受注傾向が見受けられる。恐らく発注側との色々な、しがらみがある中でそう簡単には軌道修正出来ないものと思われるが、其れを構造事務所に押し付けるのではなく、発注側に今回の改定建築基準法に依る、業務量の増加を十分に説明する努力をお願いすると共に、抜本的な業務報酬の改正を促して欲しい。	B
140	建築基準法第1条に、目的として「この法律は、建物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準に定めて……」とある。然し、最近では最低の基準とは考えにくい、矛盾案件によく遭遇することがある。このような場合、ほとんどが申請者不利側に判定され、法の思想が通らなく、申請代理人としては苦しい立場に置かれ不満がつのる。	H
141	ヒューマンミステイクと偽装とを区別する。	H
142	設計・監理料が安い。 許認可手続きをもっと簡単にしてほしい。	F

パターン	A:構造事務所、技術者の確保	B:フィーの問題	C:ピアチェックの対象に関すること
	D:審査、ピアチェックの仕方に関すること		E:資格に関すること
	F:複合	G:行政の姿勢に関すること	H:その他

	意見	パターン
143	地方では、能力の有る構造技術者の数は限られている。その者が、他の資格(適判・診断評定)に従事している事が多く、本来の設計業務ができない。適判の機関は14日以内とされているが、確認機関からの送達及び、適判作業の開始時期に遅れが生じており、大型物件に於いては、構造審査の完了の予定が立てられない。	F
144	今回の法改正に伴う、確認申請手続(事前審査～適合判定)は、余りにも多大な時間と労力を要しすぎである。確認申請手続きの円滑化を促進するためには、事前審査～適合判定での指摘事項が地域・機関により、バラつきがありすぎる(必要以上の資料作成を要求される)ので、建物の規模を含めて、運用面でのフローマニュアルを作成し、申請業務手続の簡素化に努めるべきである。(特に構造設計には、認定プログラムを作成・利用のうえ、時間短縮と人員不足に対処すべきである。)	D
145	建築基準法の目的は、先ず「国民の生命・健康・財産を守る最低限のモノサシ」であった筈。今回の改悪はスズキの軽四を求める国民がベンツの軽四(無いが)を無理やり買わされる様なもの。建築物と車を同列には語れないが、軽四の中古でも生命・健康・財産は一定守られているし、基本は国民夫々が自己の都合による選択権を持てる事。趣旨は理解できるが、手法としてはあまりにも現場に無知な人びとに国民は振り回されている。学者と実務家の両方の技量を併せ持つ「救世主」を待つしかないのか。	G
146	構造再委託先より、今後、規模や構造架構状況によっては対応できないと言われていました。	A
147	現状の適判システムの早急なる改善を望みます。 適判チェック期間の短縮、指摘内容の統一化を計ってほしい。 方法として、事前相談時から適判員との構造の相談をさせてほしい。 工事進行中におきる、現場変更による変更申請のスムーズなシステム化を望みます。	D
148	構造設計事務所です。基準法の改正による法令・施工令・告示等の内容の把握がわかりづらい。(簡易なマニュアルがほしい)提出書類の記載項目が、重複している。受付機関も細かい箇所について指導しすぎ。(国交省のいいなり、少しは、考えてほしい)屋根材・外壁材等の計算や認定書は、施工時にメーカーに提出してほしい。構造概要書、チェックリストも必要ないのではないか。(簡素にしてほしい)最後に適判でのチェックで断面変更については、逆に受付機関のほうが厳しい。適判は、少しの変更は認めて良いと考えている判定員もいる。	D
149	構造・設備一級建築士については、新規取得者に対しての資格であり、現在一級建築士を取得しているものは既得権として簡単な講習により資格を与えるべきと考える。	E
150	建築は施主、設計者、施工者が深い信頼関係を構築してこそ初めて成り立つものでなくてはならない。今回の性悪説を前提とした法改正は建築文化そのものを否定し、新しく建築を志す若者の夢を萎えさせてしまう。偽装などを故意に行ったものには厳罰を与えるのは当然だが、全てを疑いの目で捉える改正は、行政の方々にも受け入れがたいものと思う。建築を愛し、建築の創造性を理解できる人に今後の改正法の運用について参画いただきたい。	H
151	許容応力度計算(ルート2)は経済設計を行う上で必要最小限の方法であり、今まで通常で使用してきた計算方法で、適合性判定の対象から外すべきである。	C
152	確認申請提出までに、そして申請そのものに大幅に時間がかかるようになり、補助金がらみの単年度工事が規模によっては相当困難になってきた。このことによって設計も工事も時間の短縮を余儀なくされている。	F
153	・増築において全ての建物が耐震診断 又は、再計算はおかしくないか(1～2年前の建物に対象となっている)よって、増築等の計画が減っている。 ・構造において、スリーブや開口位置など細かすぎて竣工図レベルまで検討しないとなくなる(タイル割などでの変更ができない)実情にあわない。	D

パ タ ー ン	A:構造事務所、技術者の確保	B:フィーの問題	C:ピアチェックの対象に関する事
	D:審査、ピアチェックの仕方に関する事	E:資格に関する事	
	F:複合	G:行政の姿勢に関する事	H:その他

	意見	パ タ ー ン
154	適判行きの基準を緩和していただきたいです。たとえば鉄骨もRCと同じ高さ20mまでは適判行きではないとか、公共施設・共同使用施設以外は適判行きではないとか、ルート2(鉄骨)、ルート2-1(RC)は適判行きではない	C
155	検査機関が、構造計算のチェックに慎重になりすぎて、無駄な時間を費やしすぎるようだ。	D
156	なんで建築士だけに講習制度等の負担がかかるの？同じく資格が必要な教師は、医者、税理士は？半ば諦めてるけどやはり合点がいかない。	E
157	適判員は工学的な指摘を行うべきである。X方向のみあるいはY方向のみ大梁が取り付くRC柱が野放しになっている。判定料が高いため確認期間が構造を見ない。権限と権力を混同してる適判員がいる。	D
158	建築確認審査の厳格化は、建築生産行為の入口にすぎず、建築物の中間検査や竣工検査だけでは不十分である。工事中の監理が大事で有るにも関わらず、その点は従来のみである。設計監理と施工の分離をはじめ、良い建築物を造り出す為には、他に考える事が沢山有ると思います。	H
159	法改正以後特に設計事務所の経営が圧迫されています。責任は設計者、監理者にあるにもかかわらず他の検査機関から指示を受け、業務が煩雑になっています。業務量、責任に見合う報酬を規定する事も同時に制定していただきたいと思います。	B
160	無理に1次設計にもっていかうとするため、かなりコストアップしている。認定ソフトがでも解決するとは思わない。構造は計画、計算する人間によって、いろいろであり、構造の面白さもあると思います。いまの状況では、建築構造の分野をめざす若者はいなくなるのではないかと思います。	H
161	構造適判の必要物件を、用途区分および面積、階数等考慮して緩和することを考えてほしい。	C
162	構造計算について、小規模建物は適判からはずすべき。今日の建築設計業界は、基準法改正、土法改正等により業務量の増大、責任の重さに比して報酬料が低く、リスクの多い医療が敬遠されるように、若者に魅力のない業種になるのではないのでしょうか。	F
163	図面の整合性について、基準法上意味の無い部分まで指摘される。	D
164	確認申請関係書類が昔に比べて大幅に増えてきている。入社当初は2~3枚だった。また、関係法令に関する書類も増えて、本業の図面作成よりも、書類づくりに時間をさかれる。構造に関しては、構造計算料が今までの2倍になり、依頼したい事務所が忙しく別の事務所を探さないといけなかったり、お金も時間もかかってしまう。業務量は増えても設計料はあまり変わらないので、実質の収入は減っている。施主に理解してもらえばいいのだが。	D
165	確認申請提出の際、チェックリスト等添付書類の無駄が多すぎる。環境問題が叫ばれているのに、必要以上のペーパーを使わせて提出させるのもどうかと思う。	D
166	悪質な偽造事案の厳罰化を図り、小規模建築物で専攻建築士、事務所協会加盟者に依るものは従来の審査程度に戻すべきだ。軽微な変更の取扱いについて事前打合せに依り柔軟に対処すべきだ。	D
167	建築確認業務及び書類の簡素化	D

パターン	A: 構造事務所、技術者の確保	B: フィーの問題	C: ピアチェックの対象に関すること
	D: 審査、ピアチェックの仕方に関すること		E: 資格に関すること
	F: 複合	G: 行政の姿勢に関すること	H: その他

	意見	パターン
168	一部の心ない建築士のおかげで、大部分のまじめに業務を行ってきた建築士及び建築設計事務所は、社会的に信用を失墜して大いに迷惑している。昭和54年に建設省告示で設定された人件費単価は、これまで正に「絵に描いた餅」そのものであった現実に加え、昨年6月の建築基準法を遵守していくために、複雑な手続き等が飛躍的に増大し、現場は悲鳴を上げている。昨年の建築基準法改正では業務のみが増え、人件費単価がある程度保証される体制が後手となっており、現実との乖離がますます助長増加していると思う。	B
169	構造計算の偽装を防ぐ目的であったはずの法改正が、設計や施工、及び、審査する立場の最前線を知らない官僚によって周知もなくまかり通ってしまった。 マンション、ホテル、病院他、不特定多数が利用する建物のある規模以上を敵判とすべきである。	F
170	構造設計の再委託についてですが、従前の構造事務所ですが待機期日が大幅の増え困ってはいます。	A
171	今回の基準法改正は改悪です。審査する側、される側にとって莫大な時間と労力を発生させ、それに見合う対価、品質がともなっていない。当県の事務所協会から国土交通省にたいする基準の緩和等の要望に対して、住宅の「型式認定」で対応しようとしているが、設計の創造性を考慮しない内容であり建築文化の後退です。	G
172	今回の確認申請の厳格化は、重箱の隅をつついていく感じがする。些細な間仕切壁や窓等の移動も不可との事であるが、建築に多少の変更は当然発生するし、現場対応が出来ないと思う。住宅系の建物については、300～500㎡以下程度の規模ならば適判も免除してもらいたい。	F
173	事前審査の延長ではなく恒久的にすべき 意図的に書類をごまかす設計者は、いない意図的にごまかす人は犯罪者である。指摘のたびに再申請となれば事務所の経営を圧迫し再委託先の構造事務所は物件によっては断る可能性がある 現在非常に困ってる事は、構造事務所に断られるケースがある 又再委託しても2～3ヶ月待ちである 設計期間がまったく決められない。	A
174	6月改正後の業務料が、増えても2割程度位としか考えていませんでしたが、構造設計を含めると、2倍以上の日数を要すようになり、今後それに見合う報酬を確保しないと経営上きびしくなります。 確認申請の書類では、法規上問題ない設備図面まで添付する必要があるか疑問であります。	F
175	RC造3階建程度の一戸建、重ね建等は、施主の要望があれば適判を行うなどの、法改正が必要だと思いません。	C

調査結果概要のまとめ

- ・ 今回の追加調査により6月改正以後、設計業務における人日数、とくに構造設計に係る人日数が大幅に増え、それに見合う報酬も確保できない実態が明らかになった。
- ・ 構造設計を再委託する事務所、構造設計を受託する事務所ともに構造設計に係る人日数が大幅に増加したと回答しており、おもな要因として作成する図書・記載項目・チェック内容などの増加、確認審査機関・適合性判定機関の指導の厳格化をあげ、このような状況を改善するためには、構造設計適合性判定審査の合理化・簡素化、小規模建物の適合性判定審査の適用除外が必要と回答している。
- ・ 構造設計を外部に再委託する事務所においては、構造技術者の多忙と委託料の高騰などにより再委託先の確保が業務受託に大きな影響を与えている。

設計業務に係る人日数・報酬の確保等について（質問1の結果より）

事前確認相談に要した日数、設計開始から確認申請本受付までに要した日数については、規模が大きくなるにつれて増加し、物件ごとのばらつきが大きい。

設計開始から確認申請受付までの所要人日数については、6月改正後では改正前に比べて91%が増加していると回答している。増加の程度は規模が大きくなるにつれて大きくなり、意匠、構造、設備のすべてで増加しているが、構造設計においてとくに増加の割合が高い。

業務量に見合う報酬の確保については、すべての規模において「業務量に見合う報酬は全く確保できない」が大きな割合を占めている。

構造設計の再委託の状況について（質問2の結果より）

外注先の構造設計事務所の確保については、構造設計技術者の多忙、委託料の高騰などにより委託先の変更、委託先を見つけるのが困難となる状況があり経営に大きな影響を与えている。

構造技術者が多忙のおもな理由については、構造設計の人日数の増加が93%、掛け持ち業務（適合性判定・耐震診断など）の負担増加が64%と大きな割合を占めている。

構造設計の人日数増加のおもな要因は、作成する図書などの増加が90%、適合性判定機関、確認審査機関の指導厳格化がそれぞれ80%、77%と大きな割合を占めている。

構造設計の人日数を短縮するためには何を改善するかについては、適合性判定審査の合理化・簡素化が94%、小規模建物の適判審査除外が84%と大きな割合を占めている。

構造設計の再委託の受託側の状況について（質問3の結果より）

再委託業務の受託状況については、受託を断ったことがある事務所が86%であり、受託を断ったおもな理由は、構造設計業務多忙が最も大きく、ついで掛け持ち業務多忙、報酬金額折り合わずである。

構造設計業務多忙のおもな理由は、業務に要する人日数の増加が最も大きく、ついで依頼が多く手一杯となっている。

構造設計の人日数増加のおもな要因については、作成する図書などの増加、確認審査・適合性判定機関の指導厳格化などが大きな割合を占めている。

構造設計の人日数を短縮するためには何を改善するかについては、適合性判定審査の合理化・簡素化、小規模建物の適判審査除外などが大きな割合を占めている。

構造技術者の就業状況については、満足な休みもとれないほど激務が47%である。

構造技術者確保の状況については、補充・拡充を計画しているが採用できないが53%である。